

こども支援

[児童相談所]

児 童 憲 章

〔昭和 26 年 5 月 5 日宣言〕

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がうちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護があたえられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

() 児童相談所

1 設置の目的

児童相談所は、児童福祉法に基づき設置された児童福祉行政機関で、本県では、両こども・女性・障害者支援センターの中に児童相談所の機能があります。

これまで児童相談所は、児童（0～18歳未満）のあらゆる相談を受け援助を行うこととされてきましたが、平成16年の12月に児童福祉法が改正され、児童相談に関する一義的な相談窓口は市町となり、児童相談所は、専門的知識及び技術を必要とする事例に対応し、調査・診断・判定に基づいて援助を行う相談機能とともに、市町における児童相談業務に対して情報の提供その他必要な援助を行う市町援助機関として、市町の後方支援に重点化することとなりました。

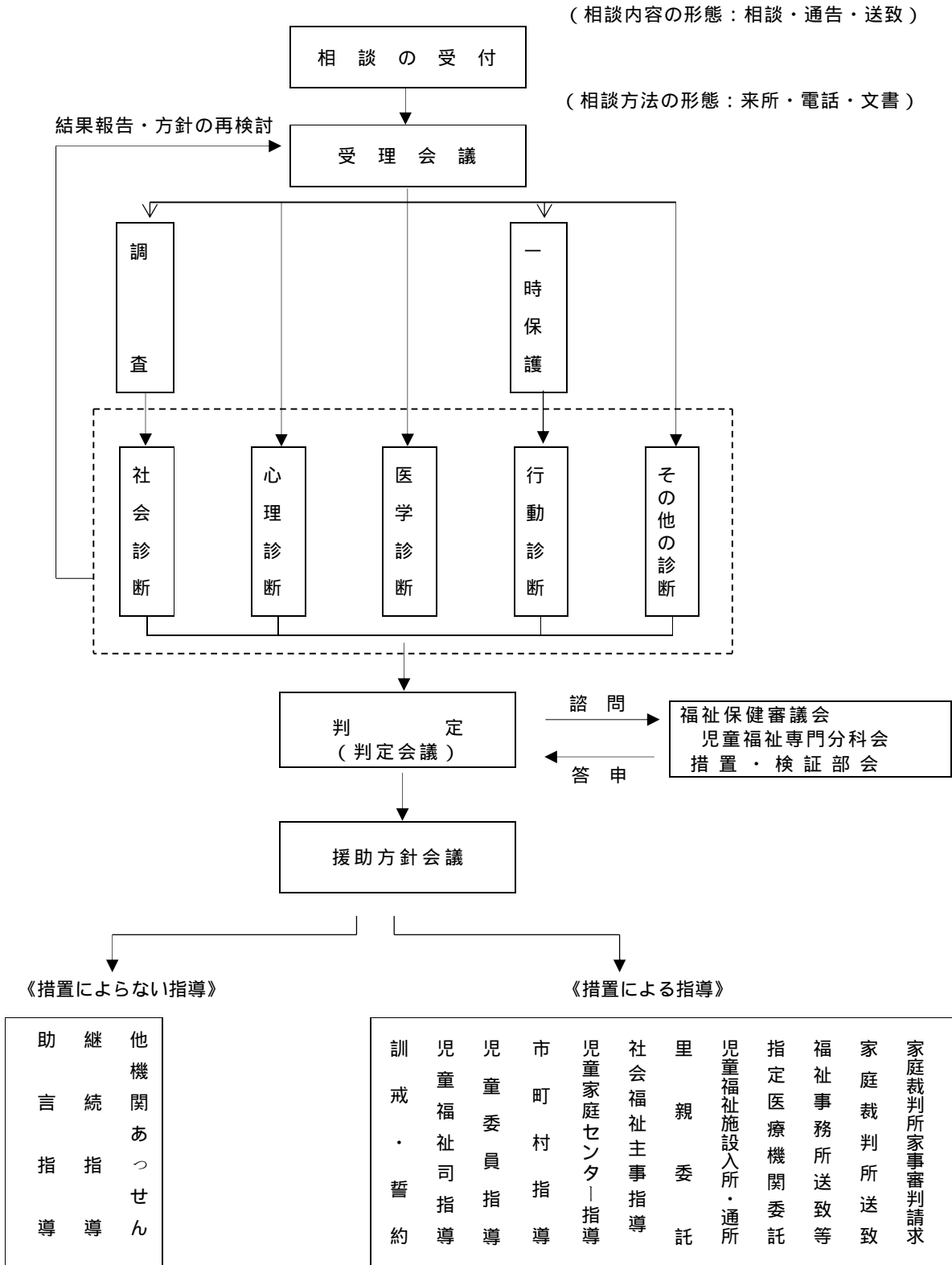
このほかに、児童相談所は児童と保護者に対する児童福祉司等による在宅指導や施設入所、里親委託等を行う措置機能や、必要に応じて児童の行動観察や緊急保護等を行う一時保護の機能を有しており、市町や他の機関との適切な役割分担、連携を図りつつ、これらの機能を十分に発揮することにより、より専門的かつ効果的な相談援助活動を行うこととしています。

2 受け付ける相談の内容

児童に関する相談は、統計上、次のように相談の内容を分類しています。

相談種別		内容
養護相談	児童虐待	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否）
	その他	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等の児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健相談	保健	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談
障害相談	肢体不自由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等の視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ児童、言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童等に関する相談 *ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれの相談に分類する
	重症心身障害	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害	知的障害児に関する相談
	発達障害等	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触法行為等	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 *受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている児童に関する相談を含む
育成相談	性格行動	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等の性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不登校	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談 *非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、それぞれの相談に分類する
	適性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	その他	上記のいずれにも該当しない相談

3 相談業務の流れ



4 援助の種類と内容

受け付けた相談については、調査・判定や必要に応じて一時保護を行い問題の解決にあたりますが、その援助方法を次のように分類しています。

援助の種類			内容
在宅指導等	措置によらない指導	面接指導	助言指導 1～3回程度の助言、指示等による指導
			継続指導 心理療法やカウンセリング・面接による指導等を、少なくとも回数以上にわたって継続する指導
			他機関あっせん 他の児童相談所、保健所、医療機関、教育委員会、精神保健福祉センター等の関係機関にあっせんする指導
	措置による指導		訓戒・誓約 児童本人や保護者に対し訓戒を行い、誓約書を提出させる指導
			児童福祉司指導 問題が複雑な家庭環境に起因し、長期にわたる継続的な指導を必要とする場合で、児童福祉司が家庭や学校等訪問し、環境調整を行う
			児童委員指導 問題が家庭内にあり、家庭関係の調整程度で解決が容易な場合に行う
			市町村指導 地理的要件や過去の相談経緯等から、身近な場所で継続的に寄り添った支援が適当な場合に行う
			児童家庭支援センター指導 訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成、その他児童又はその保護者等に必要な援助
		知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導 問題がそれほど複雑なものでなく、主として環境的条件によるもので、指導が比較的容易な場合に行う	
	児童福祉施設	入所	家庭環境や本人の行動上の問題、心身障害などのため一定期間保護、療育、訓練を必要とする児童を児童福祉施設へ入所又は指定医療機関に委託する措置
通所			
指定医療機関委託			
里親委託			知事から里親と認定され登録した人に、要保護児童等家庭養護に欠ける児童の養育を委託
福祉事務所送致等			15歳以上の児童で障害福祉サービスの利用を適当と認めた場合や、母子生活支援施設、助産施設への入所が必要な場合、援護の実施機関（福祉事務所又は市町村）に送致又は通知する措置
家庭裁判所送致			行動の自由を制限したり、少年法による処分等を必要とする児童を家庭裁判所に送致する措置
家庭裁判所家事審判請求			保護者の意に反して施設入所を行う場合の承認申請、親権喪失・停止宣告の請求、未成年後見人選任・解任の請求
その他			上記のいずれにも該当しない処遇

5 他機関との関係

児童相談所から関係機関へ	関係機関名	関係機関から児童相談所へ
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭調査および児童、保護者指導の依頼 ・巡回相談等の協力依頼 ・助産施設、母子生活支援施設への入所が必要なケースの送致 	福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の送致 ・児童の判定、指導依頼 ・指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭調査および児童、保護者指導の依頼 	児童委員 (主任児童委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の通告 ・指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> ・児童、保護者指導の依頼及び指導措置委託 	児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の通告 ・指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導依頼 	保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等の判定、指導依頼
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の一時保護委託 ・児童の捜索依頼 ・立入調査への援助依頼 ・児童虐待への対応における情報共有 	警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・触法、く犯行為等児童の通告 ・棄児、迷い子等、要保護児童の通告 ・児童虐待への対応における情報共有
<ul style="list-style-type: none"> ・少年法の適用が必要な児童の送致 ・強制的措置の申請 ・施設入所に伴う承認申請 ・後見人の選任、解任の請求 ・親権喪失・停止宣告の請求 	家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の措置を求める児童の送致 ・保護処分(児童自立支援施設、児童養護施設送致)による児童の送致
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の施設入所措置 ・措置後の指導 	児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・入所児童の判定、指導依頼 ・措置の解除、変更等の届
<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談等の業務に関する市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助 ・1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査および事後指導への協力 ・巡回相談等の協力依頼 ・障害福祉サービスの利用を適当と認められた場合の15歳以上の障害児の通知 ・児童及び保護者に対する在宅における指導措置委託 ・市町での対応が可能な事案の送致 	市 町	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談のうち専門的知識及び技術を要するものについての技術的援助及び助言の依頼 ・児童相談のうち医学的・心理学的・教育的・社会学的及び精神保健上の判定を要するものについての判定依頼 ・要保護児童の送致 ・1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査の依頼 ・障害福祉サービスの利用を適当と認められた場合の15歳以上の障害児の判定依頼 ・指導措置委託後の報告
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等の援助依頼 	保育所 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・通園児童の判定、援助依頼
<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する調査および指導依頼 ・児童の健全育成指導 	学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の相談、通告 ・児童の判定、指導依頼
<ul style="list-style-type: none"> ・適正就学の依頼 	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等の判定、指導依頼
<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止活動への参加 	少年センタ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の判定、指導依頼

附 他機関・団体等への協力（講演・研修等）

県内における重大少年事件の発生やメディアによる悲惨な虐待報道が相次ぐ中、地域における児童問題への関心はいつそうの高まりを見せ、児童相談所を取り巻く関係機関等から児童虐待や子育て等について多くの見学・研修依頼がきている。

関係機関はもとより、一般住民への啓発活動は児童福祉業務を推進する上で不可欠な要素であり、業務の合間をぬって要請に応じているところである。

注)・「機関は」P28の「他機関との関係」による
・数は実施回数

機関	長 崎	佐世保	計
福祉事務所(家庭児童相談室)	0	0	0
児童委員(主任児童委員)	2	0	2
保健所	0	0	0
警察署	1	0	1
家庭裁判所	1	0	1
児童福祉施設	3	1	4
市 町	0	0	0
保育所・幼稚園	0	0	0
学校	1	1	2
教育委員会	1	0	1
少年センター	0	0	0
その他	9	2	11
計	18	4	22

()業務実績

1 受付件数の年度推移

令和4年度の相談受付総件数は6,122件で、前年度に比して10件減少した。

テレフォン相談とは、来所することなく相談したいというニーズに応えるための専用電話による相談窓口で対応した相談である。なお、テレフォン相談は、令和3年度末で廃止した。

図1 児童相談所別受付件数

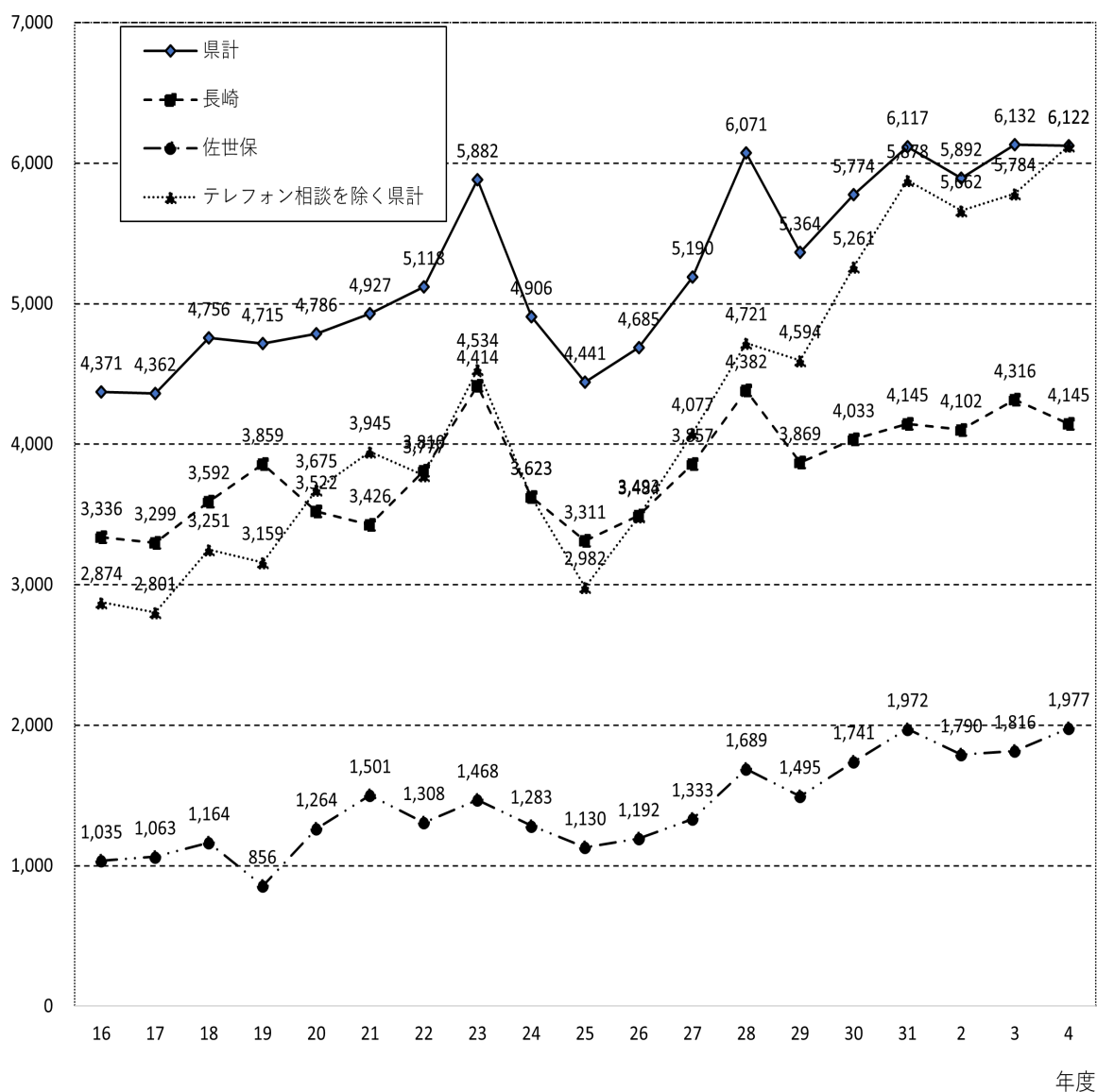
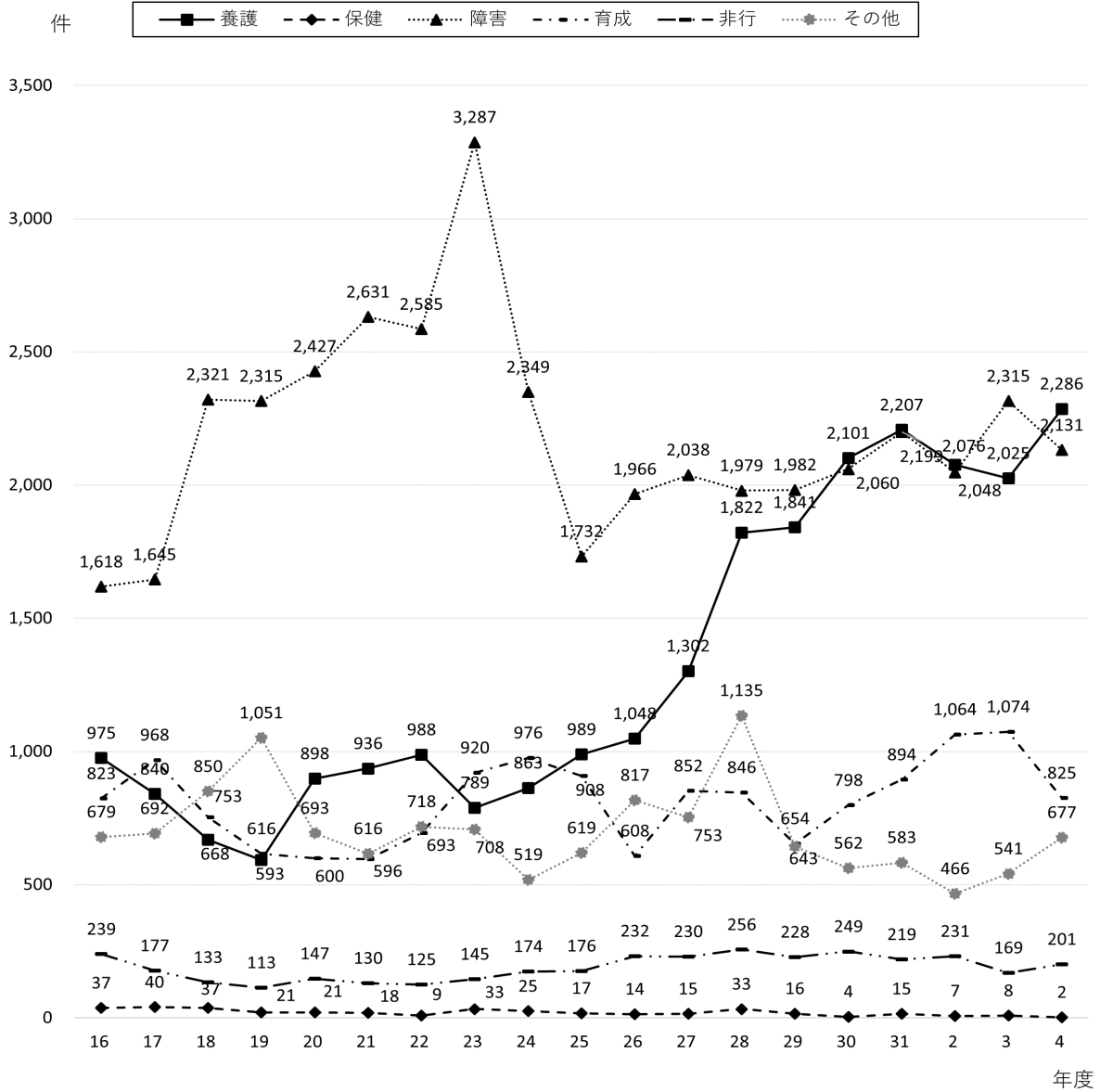


図2 相談内容別受付件数



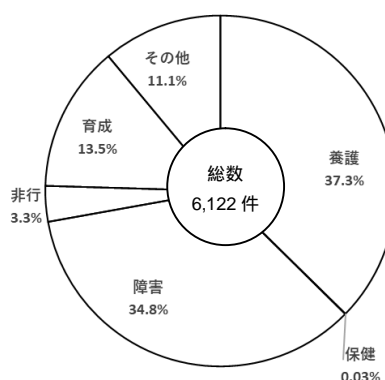
2 相談受付と処理の状況（令和4年度）

「経路別受付」及び「年齢別受付」の件数には、性別不詳件数、年齢不詳件数が集計されており、「相談別受付」と件数が異なります。

（1）相談別受付

相談受付の総件数は6,122件で、前年度の6,132件に比べ10件減少した。相談種別で見ると、養護相談が37.3%（2,286件）で最も多くを占めており、ついで障害相談が34.8%（2,131件）、育成13.5%（825件）、非行3.3%（201件）、保健0.03%（2件）である。

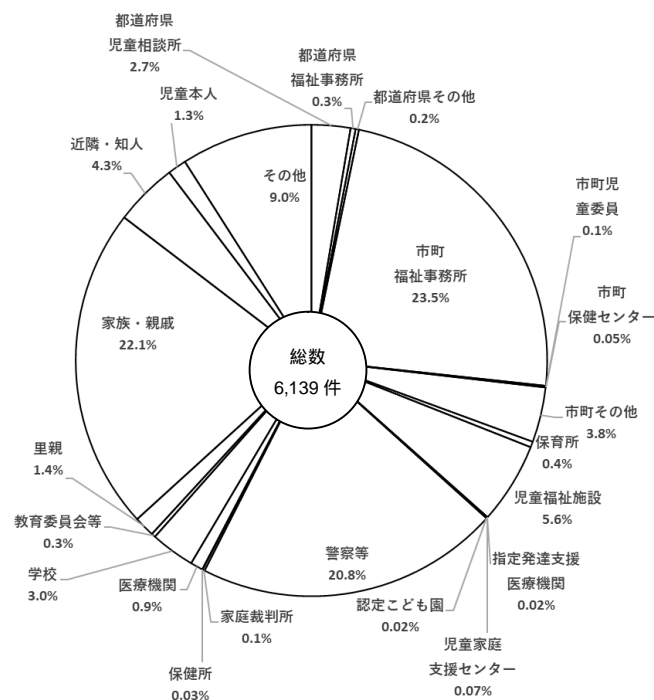
	長崎	佐世保	計
養護	1,481	805	2,286
保健	0	2	2
障害	1,517	614	2,131
非行	107	94	201
育成	603	222	825
その他	437	240	677
計	4,145	1,977	6,122



（2）経路別受付

市町の福祉事務所からの相談が最も多く23.5%（1,435件）を占めている。

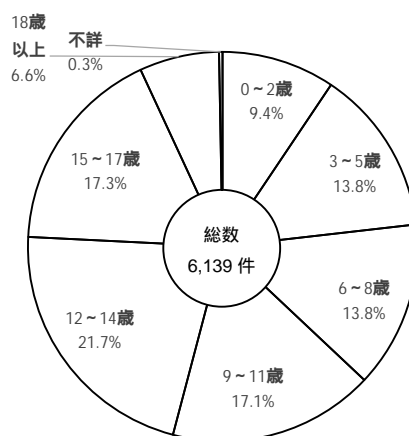
	長崎	佐世保	計	
都道府県	児童相談所	77	85	162
	福祉事務所	11	10	21
	保健センター	0	0	0
	その他	13	1	14
市町	福祉事務所	1,021	414	1,435
	児童委員	1	3	4
	保健センター	1	2	3
	その他	129	102	231
保育所	21	3	24	
児童福祉施設	226	115	341	
指定発達支援医療機関	1	0	1	
児童家庭支援センター	4	0	4	
認定こども園	1	0	1	
警察等	891	380	1,271	
家庭裁判所	8	1	9	
保健所	2	0	2	
医療機関	42	16	58	
幼稚園	0	0	0	
学校	120	65	185	
教育委員会等	12	7	19	
里親	51	35	86	
児童委員（通告件も含む）	0	0	0	
家族・親戚	937	432	1,369	
近隣・知人	198	71	269	
児童本人	39	39	78	
その他	356	196	552	
計	4,162	1,977	6,139	



(3) 年齢別受付

児童についての相談は12～14歳の児童に関する相談が最も多い。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	416	162	578
3～5歳	610	235	845
6～8歳	591	259	850
9～11歳	701	348	1,049
12～14歳	891	440	1,331
15～17歳	682	379	1,061
18歳以上	254	154	408
不詳	17		17
計	4,162	1,977	6,139

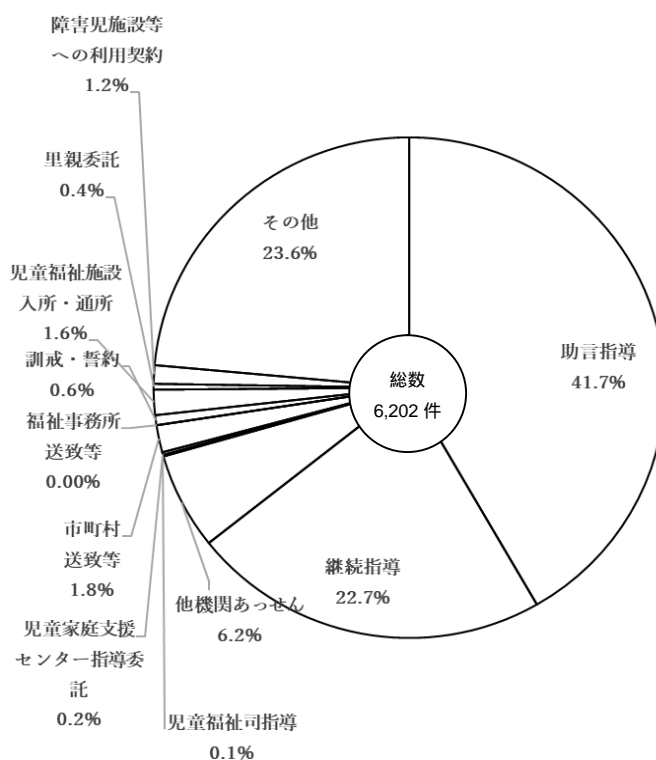


(4) 処理

前年度未処理分を含め、令和4年度中に処理した件数は6,202件である。

比較的簡単な援助で解決できた処理「助言指導」が41.7%（2,584件）で最も多い。続いて「継続指導」が22.7%（1,405件）である。

	長崎	佐世保	計
助言指導	1,669	915	2,584
継続指導	924	481	1,405
他機関あっせん	257	129	386
児童福祉司指導	5	1	6
児童委員指導			
児童家庭支援センター指導委託	11		11
市町村送致等	94	15	109
福祉事務所送致等			
訓戒・誓約	29	11	40
児童福祉施設入所・通所	74	27	101
指定発達支援医療機関委託			
里親委託	17	6	23
家庭裁判所送致	2		2
障害児施設等への利用契約	61	13	74
その他	1,090	371	1,461
計	4,233	1,969	6,202



3 相談別にみた問題の傾向

* 各相談の受付件数は令和4年度受付分、処理件数は前年度未処理分を含め令和4年度中に処理した件数を計上している。

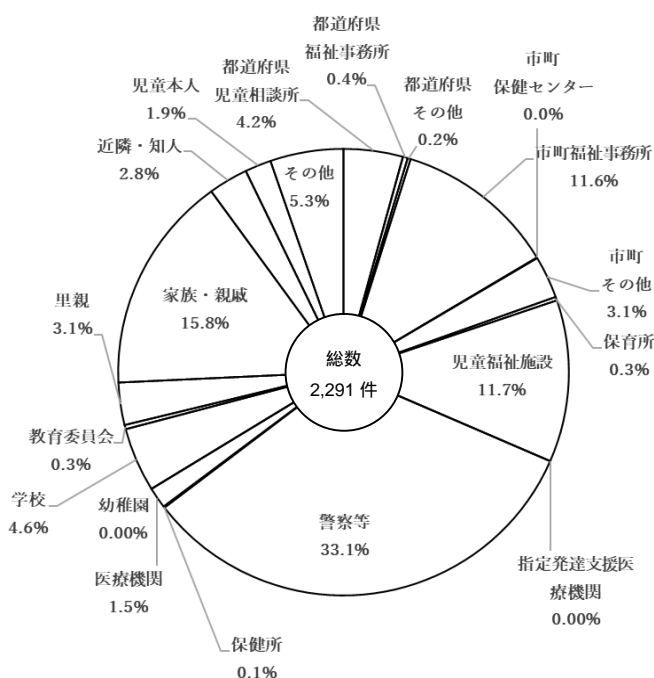
(1) 養護相談〔受付 2,291件 処理 2,301件〕

前年度より受付件数が246件増加している。

経路別受付

警察等からの通告が全体の33.1%で最も多い。続いて家族・親族等からの相談が15.8%となっている。

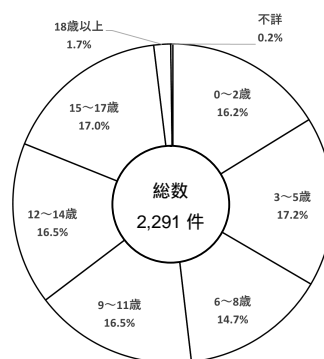
		長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	44	53	97
	福祉事務所	6	2	8
	保健センター			
	その他	5		5
市 町	福祉事務所	178	87	265
	児童委員	1	1	2
	保健センター		1	1
	その他	33	37	70
保育所	6		6	
児童福祉施設	183	85	268	
指定発達支援医療機関				
児童家庭支援センター	4		4	
認定子ども園	1		1	
警察等	506	250	756	
家庭裁判所				
保健所	2		2	
医療機関	26	9	35	
幼稚園				
学校	64	42	106	
教育委員会	5	2	7	
里親	35	35	70	
児童委員(通告仲介含む)				
家族・親戚	244	116	360	
近隣・知人	37	28	65	
児童本人	29	14	43	
その他	77	43	120	
計	1,486	805	2,291	



年齢別受付

各年齢で多少の増減はあるが、割合的には前年度と大きな変化はない。

	長崎	佐世保	計
0～2歳	256	115	371
3～5歳	257	138	395
6～8歳	198	139	337
9～11歳	249	129	378
12～14歳	246	131	377
15～17歳	248	141	389
18歳以上	27	12	39
不詳	5	0	5
計	1,486	805	2,291



理由別・処理別

理由別では家庭環境に起因するものが多く、特に虐待相談が全体の約47.1%を占めている。
 処理別では、虐待や家庭の養育機能の低下から、児童福祉施設入所につながるケースが多いが、面接指導による援助や関係機関による支援で解決に導いていくケースも少なくない。

「その他」内訳は、被虐待児童及び保護者のフォローアップ事業や施設入所児童の措置延長に関する処理によるものが多い。

処 理	理由 児相	家出 (失踪を 含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を 含む)	家庭環境		その他	計
						虐待	その他		
児童福祉 施設に 入所	長崎	0	0	0	12	18	7	14	51
	佐世保	2	0	0	0	8	4	5	19
	計	2	0	0	12	26	11	19	70
里親委託	長崎	0	0	0	3	1	1	7	12
	佐世保	0	0	0	0	2	0	3	5
	計	0	0	0	3	3	1	10	17
面接指導	長崎	2	0	9	144	598	96	411	1,260
	佐世保	6	4	2	32	334	70	286	734
	計	8	4	11	176	932	166	697	1,994
その他	長崎	0	0	0	11	91	5	69	176
	佐世保	0	0	0	1	32	2	9	44
	計	0	0	0	12	123	7	78	220
合計	長崎	2	0	9	170	708	109	501	1,499
	佐世保	8	4	2	33	376	76	303	802
	計	10	4	11	203	1,084	185	804	2,301

「その他」の内訳

拘禁	借金	出産	就労	未婚	経済困窮	迷子	計
3	0	28	2	4	51	0	
付き添い看護	措置延長	アフターケア	再判定	証明書発行	浮浪	その他	
10	65	152	43	4	0	442	

長崎県における児童虐待相談の処理状況

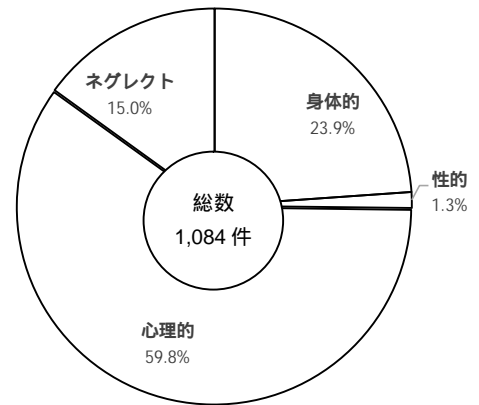
1) 児童相談所（長崎こども・女性・障害者支援センター・佐世保こども・女性・障害者支援センター）

ア 相談種類

令和4年度は1,084件で、昨年度に比べ110件増加し、過去最多となっている。

内容は、心理的虐待が全体の59.8%を占め最も多く、次に身体的虐待が23.9%、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）が15.0%、性的虐待が1.3%となっている。

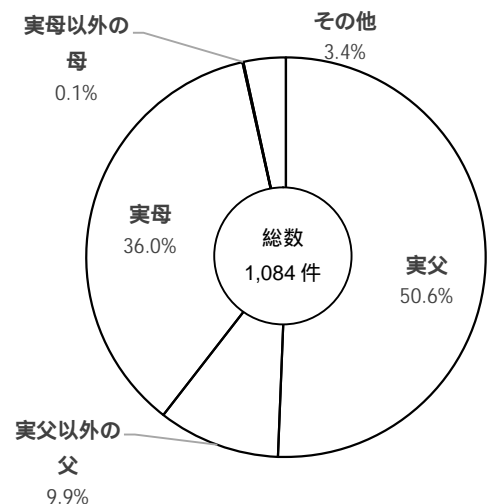
年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
H24年度	76	11	90	88	265
H25年度	98	9	84	138	329
H26年度	98	10	84	109	301
H27年度	127	24	134	210	495
H28年度	163	21	243	238	665
H29年度	149	10	301	170	630
H30年度	196	11	486	205	898
R1年度	241	21	491	300	1,053
R2年度	245	14	585	174	1,018
R3年度	225	13	585	151	974
R4年度	259	14	648	163	1,084



イ 主たる虐待者

実父が一番多く50.6%を占めている。次いで実母が36.0%となっており、実の両親が全体の86.6%を占めている。

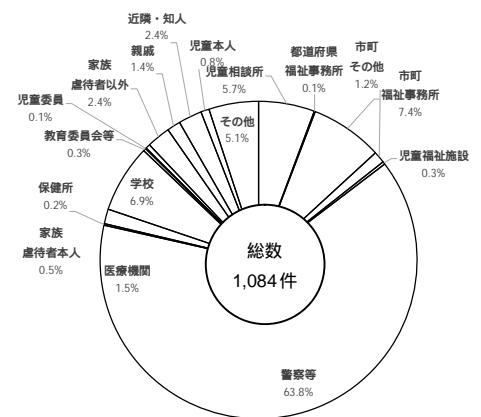
年度	実父	実父以外	実母	実母以外	その他	計
H24年度	67	35	149	4	8	263
H25年度	74	24	215	4	12	329
H26年度	82	26	158	3	32	301
H27年度	145	31	277	1	41	495
H28年度	209	56	349	3	48	665
H29年度	285	43	289	4	9	630
H30年度	455	70	359	5	9	898
R1年度	504	80	446	5	18	1,053
R2年度	482	69	421	8	38	1,018
R3年度	453	82	422	4	13	974
R4年度	549	107	390	1	37	1,084



ウ 相談経路

警察等からの相談が692件で、全体の63.8%を占めている。市町福祉事務所からの相談が80件で7.4%、学校が6.9%、他の児童相談所が5.7%となっている。また、近隣・知人からの相談も2.4%と多く、周囲の見守りが児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
児童相談所	18	29	27	39	35	45	69	81	54	62	
都道府県	福祉事務所	1		4	6	1	1	4	1	4	1
	保健センター	1									
	その他	6	3	11	4	4	4	55	15	6	
市町	福祉事務所	36	49	92	133	87	113	96	92	103	80
	児童委員	1	1	3		2					
	保健センター				2			1	1		
その他	21	11	34	17	15	19	46	24	14	13	
保育所		4	3	7	5	9	8	4	3		
児童福祉施設	4	1	3	2	6		3	3	6	3	
指定発達支援医療機関				1							
児童家庭支援センター		1						2			
認定こども園				10		1	3	4			
警察等	58	68	95	195	273	425	509	464	483	692	
家庭裁判所				1							
保健所				1						2	
医療機関	6	14	8	10	5	14	27	13	10	16	
幼稚園				2	4		1	10			
学校	40	20	58	54	46	67	54	63	75	75	
教育委員会等				2		9	7	6	8	3	
里親			1								
児童委員 (虐待の仲介を含む)							3			1	
家族	虐待者本人	13	7	8	9	13	15	4	16	3	5
	虐待者以外	24	20	33	50	28	43	29	40	11	26
親戚	15	13	20	19	13	31	36	23	21	15	
近隣・知人	55	35	67	59	57	47	51	37	29	26	
児童本人	8	11	17	11	3	4	9	17	8	9	
その他	22	14	11	31	33	51	38	102	136	55	
計	329	301	495	665	630	898	1,053	1,018	974	1,084	

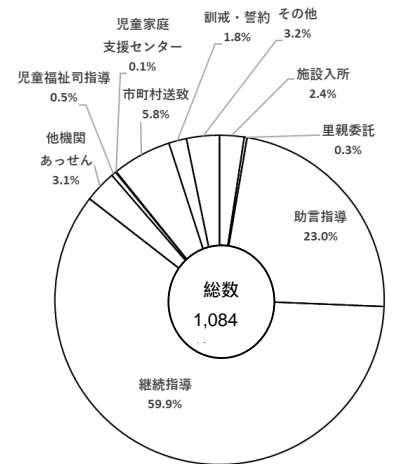


オ 措置内容別処理

施設入所が 26 件、里親委託が 3 件である。これは、保護者のもとで生活させることは不適切との判断からなされるものであり、被虐待児を受け入れ、適切なケアを行う児童福祉施設や里親の役割は一層重要なものとなっている。

継続指導で終了するケースが多いが、これは要保護児童対策地域協議会等を開催し、地域の関係者、関係機関が情報を共有した上で、地域での見守りを依頼し、問題発生時には迅速な対応をとることができるようにして相談を終結したものである。こうした日常の見守りができる地域ネットワークは、今後より一層の強化が求められるところである。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
施設入所	46	43	46	53	50	45	63	52	45	26
施設通所				1			1		1	
里親委託	9	11	5	7	6	1	5	3	3	3
助言指導	128	82	228	268	195	213	130	193	190	249
継続指導	93	126	150	260	314	572	711	639	589	649
他機関あっせん	11	13	34	20	11	32	50	30	35	34
児童福祉司指導	24	10	9	19	13	5	19	15	12	5
児童家庭支援センター		1		2	1		11	8	7	1
市町村送致					1		1		41	63
福祉事務所送致等					2	5	6	43		
訓戒・誓約		6	5	6	7	2	12	14	15	19
その他	18	9	18	29	30	23	44	21	36	35
計	329	301	495	665	630	898	1,053	1,018	974	1,084



2) 市町における児童虐待相談の状況

受理件数 1,002 件
相談種類 (処理件数)

身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
241	12	570	179	1,002

(2) 保健相談 [受付 2 件 処理 2 件]

経路別受付

	長崎	佐世保	計
県 福 祉 事 務 所			
市 福 祉 事 務 所			
市 児 童 委 員 会			
市 保 健 セ ン タ ー			
市 そ の 他			
保 健 所			
医 療 機 関			
児 童 福 祉 施 設			
警 察 等			
幼 稚 園			
学 校			
教 育 委 員 会 等			
家 族 ・ 親 戚		2	2
近 隣 ・ 知 人			
児 童 本 人			
そ の 他			
計		2	2

年齢別受付

	長崎	佐世保	計
0～2歳		2	2
3～5歳			
6～8歳			
9～11歳			
12～14歳			
15～17歳			
18歳以上			
計		2	2

処理別

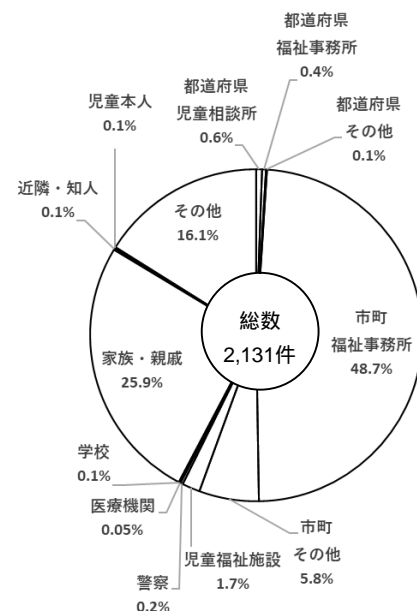
	長崎	佐世保	計
助言指導		2	2
継続指導			
他機関あつせん			
施設入所			
計		2	2

(3) 障害相談〔受付 2,131件 処理 2,166件〕

経路別受付

総件数は、2,131件で市町、家族・親戚からの相談が多いが、これは療育手帳等福祉制度に伴う相談によるものである。

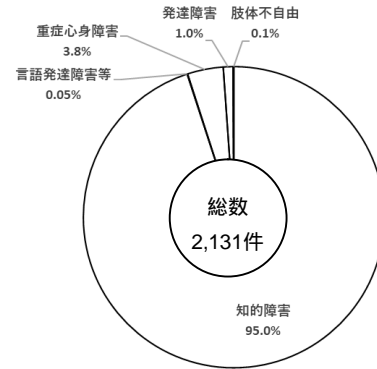
		長崎	佐世保	計
都道府県	児童相談所	7	5	12
	福祉事務所	4	4	8
	保健センター			
	その他	2		2
市町	福祉事務所	764	274	1,038
	保健センター			
	その他	80	44	124
児童福祉施設		21	16	37
指定発達支援医療機関				
警察		5		5
医療機関		1		1
幼稚園				
学校教育委員会		2	1	3
里親				
家族・親戚		407	145	552
近隣・知人		2	1	3
児童本人		3		3
その他		219	124	343
計		1,517	614	2,131



内容別受付

知的障害相談が全体の95.0%を占めており、療育手帳等福祉制度に関するものが多い。

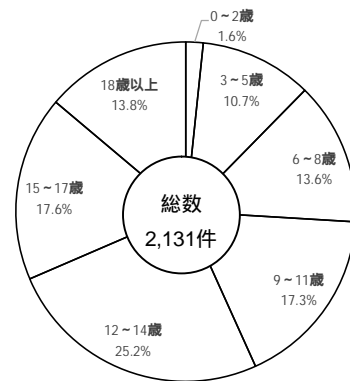
	長崎	佐世保	計
知的障害	1,432	592	2,024
言語発達障害等		1	1
重症心身障害	66	16	82
発達障害	17	5	22
肢体不自由	2		2
視聴覚障害			
計	1,517	614	2,131



年齢別受付件数

12歳～14歳までが最も多く25.2%で、18歳以上については、18歳到達による他機関あっせん相談が多いために、13.8%となっている。

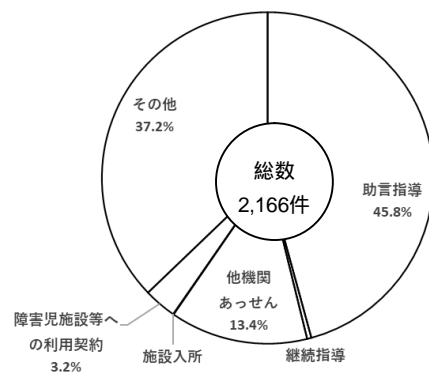
	長崎	佐世保	計
0～2歳	29	6	35
3～5歳	177	51	228
6～8歳	230	60	290
9～11歳	257	112	369
12～14歳	385	153	538
15～17歳	242	134	376
18歳以上	197	98	295
計	1,517	614	2,131



処理別

助言指導は、障害程度の判定や、福祉制度に関する軽易な処理が多い。その他は、IQ証明書の発行、記載事項変更等である。

		長崎	佐世保	計
面接指導	助言指導	718	273	991
	継続指導	7	2	9
	他機関あっせん	195	96	291
児童福祉司指導				
福祉事務所送致				
施設入所			1	1
障害児施設等への利用契約		56	13	69
その他		578	227	805
計		1,554	612	2,166

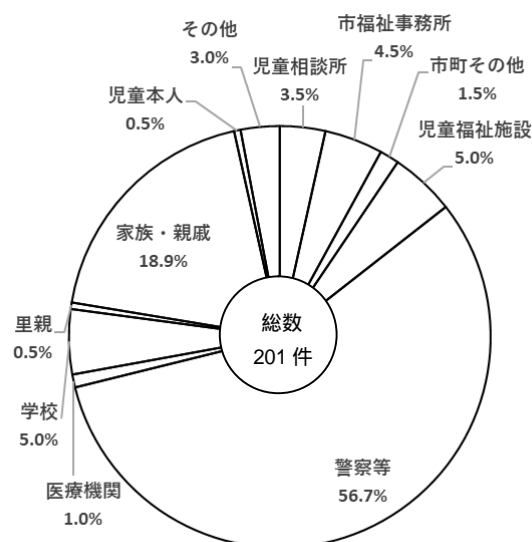


(4) 非行相談〔受付 201件 処理 206件〕

経路別相談

警察等からの通告が最も多く、家族・親族等からの相談がそれに次ぐが、この2つで75.6%を占める状況である。

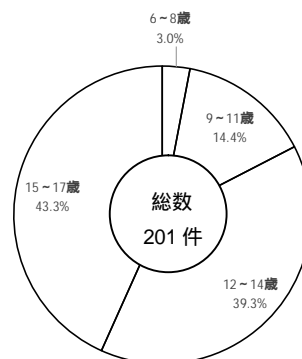
	長崎	佐世保	計
児童相談所	2	5	7
県福祉事務所			
市福祉事務所	3	6	9
市町児童委員			
市町その他	1	2	3
児童福祉施設	5	5	10
児童家庭支援センター			
警察等	65	49	114
家庭裁判所			
保健所			
医療機関		2	2
学校	9	1	10
教育委員会等			
里親	1		1
家族・親戚	15	23	38
近隣・知人			
児童本人		1	1
その他	6		6
計	107	94	201



年齢別受付

中学生以上の12～17歳が82.6%で、思春期が大半を占めている。

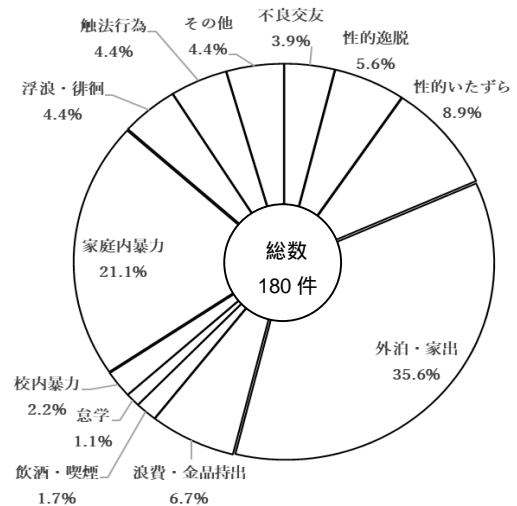
	長崎	佐世保	計
3～5歳			
6～8歳	1	5	6
9～11歳	17	12	29
12～14歳	48	31	79
15～17歳	41	46	87
18歳以上			
計	107	94	201



理由別（処理件数）

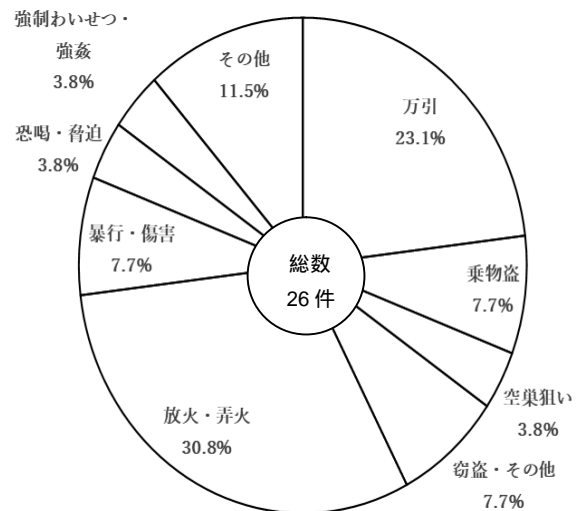
ぐ犯行為では外泊・家出が最も多く 35.6%を占めている。次に家庭内暴力が 21.1%、続いて性的いたずらが 8.9%である。触法行為があっても、警察署からの通告がない場合は、ぐ犯行為に分類している。

	長 崎	佐世保	計
不 良 交 友	3	4	7
性 的 逸 脱	7	3	10
性 的 いたずら	9	7	16
外 泊 ・ 家 出	31	33	64
浪 費 ・ 金 品 持 出	5	7	12
飲 酒 ・ 喫 煙	2	1	3
薬 物 使 用			
怠 学	1	1	2
校 則 違 反			
校 内 暴 力	2	2	4
家 庭 内 暴 力	17	21	38
浮 浪 ・ 徘 徊	7	1	8
触 法 行 為	3	5	8
そ の 他	4	4	8
計	91	89	180



触法行為等は、前年度から総件数が2件減少した。主な相談は万引、放火・弄火、乗物盗、暴行・傷害である。

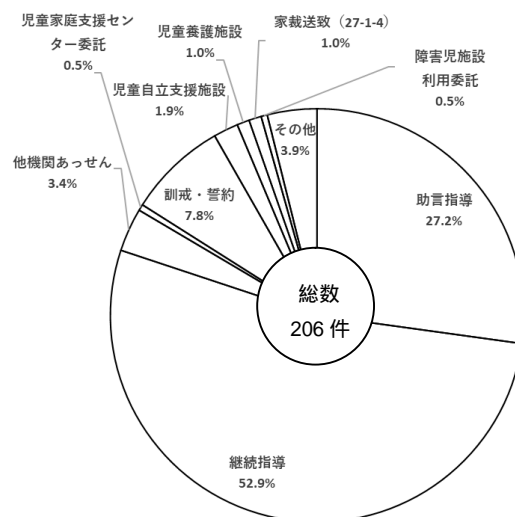
	長 崎	佐世保	計
万 引	6		6
乗 物 盗	1	1	2
車 上 狙 い			
空 巢 狙 い		1	1
店 舗 ・ 学 校 荒 し			
ひ っ た く り			
置 引			
窃 盗 ・ そ の 他	2		2
放 火 ・ 弄 火	6	2	8
暴 行 ・ 傷 害	1	1	2
恐 喝 ・ 脅 迫	1		1
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	1		1
器 物 破 損			
詐 欺			
銃 刀 法 違 反			
無 免 許 運 転			
そ の 他	1	2	3
計	19	7	26



処理別

非行の内容と進行がそれほど深刻でないと考えられるものが27.2%で、助言指導で終わっている。継続指導や児童家庭支援センター委託といった在宅指導を必要とするものが53.4%、施設入所を要する深刻なものが2.9%である。

		長崎	佐世保	計
指 面 導 接	助 言 指 導	21	35	56
	継 続 指 導	64	45	109
	他 機 関 あ っ せ ん	3	4	7
児童家庭支援センター委託		1		1
訓 戒 ・ 誓 約		11	5	16
施 児 設 童 等 養 入 護 所 福 社 設 施	児童自立支援施設	2	2	4
	児童養護施設	1	1	2
	知的障害児施設			
	児童心理治療施設			
	その他施設			
児童福祉施設通所				
家裁送致(27-1-4)		2		2
障害児施設利用委託		1		1
そ の 他		4	4	8
計		110	96	206

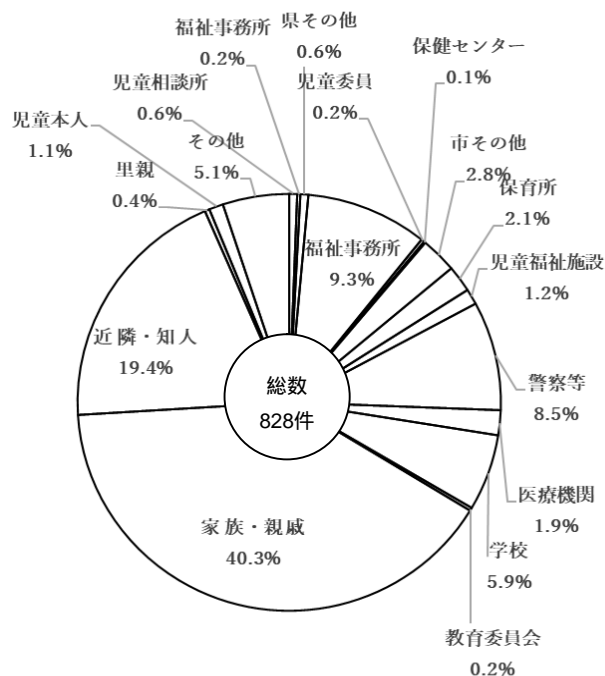


(5) 育成相談〔受付 828件 処理 841件〕

経路別受付

家族・親戚からの相談が最も多く、全体の40.3%を占める。

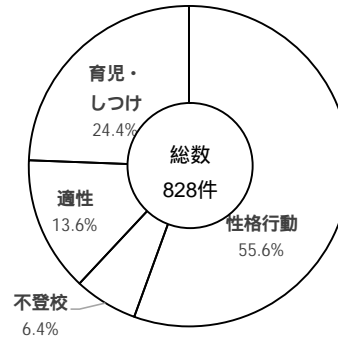
		長崎	佐世保	計
児 童 相 談 所		5		5
県	福祉事務所	1	1	2
	その他	5		5
市 町	福祉事務所	41	36	77
	児童委員		2	2
	保健センター		1	1
	その他	8	15	23
保 育 所		15	2	17
児童福祉施設		6	4	10
児童家庭支援センター				
認定こども園				
警 察 等		64	6	70
医 療 機 関		13	3	16
幼 稚 園				
学 校		38	11	49
教 育 委 員 会		1	1	2
家 族 ・ 親 戚		227	107	334
近 隣 ・ 知 人		144	17	161
里 親		3		3
児童委員(通告仲介含む)				
児 童 本 人		4	5	9
そ の 他		31	11	42
計		606	222	828



内容別受付

性格行動の相談が最も多く、全体の55.6%を占めている。

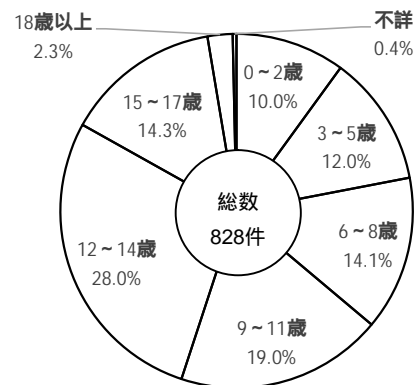
	長崎	佐世保	計
性格行動	353	107	460
不登校	20	33	53
適性	74	39	113
育児・しつけ	159	43	202
計	606	222	828



年齢別受付

12～14歳の相談が最も多く28.0%を占める。この年代は同年齢児同士の横のつながりができ、行動範囲が広がっていくことと関係していると思われる。

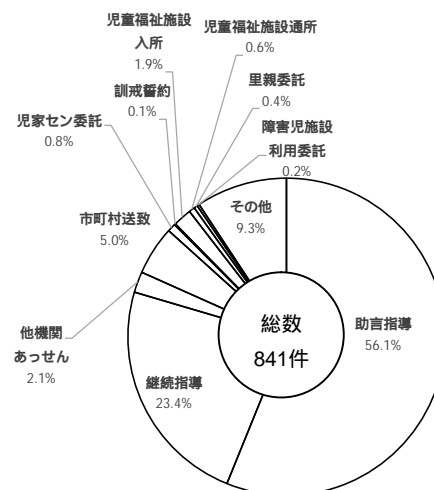
	長崎	佐世保	計
0～2歳	69	14	83
3～5歳	81	18	99
6～8歳	89	28	117
9～11歳	109	48	157
12～14歳	157	75	232
15～17歳	87	31	118
18歳以上	11	8	19
不詳	3		3
計	606	222	828



処理別

助言指導が56.1%を占めているが、これは電話による相談について、その電話で助言を行うことにより最終するものが多い結果である。

		長崎	佐世保	計
面接指導	助言指導	334	138	472
	継続指導	150	47	197
	他機関あつせん	11	7	18
市町村送致		41	1	42
福祉事務所送致				
児家セン委託		7		7
訓戒誓約		1		1
児童福祉施設入所		14	2	16
児童福祉施設通所		4	1	5
里親委託		2	1	3
障害児施設利用委託		2		2
その他		59	19	78
計		625	216	841



4 巡回相談

離島や交通の不便な地域に居住していて、児童相談所に来所することが困難な方のために、巡回による相談を実施している。

巡回相談の内容は、一般相談、1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査及び同事後指導、療育手帳判定である。

なお、離島の療育手帳の判定業務は離島保健所の兼務職員が行っており、療育手帳欄の()内の数がその件数である。

令和4年度巡回相談実施件数

	一 巡 回 相 談	1 歳 6 か 月 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	1 歳 6 か 月 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	3 歳 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査	3 歳 児 精 神 発 達 精 密 健 康 診 査 事 後 指 導	療 育 手 帳	計
長 崎 市							
島 原 市							
諫 早 市							
大 村 市						1(1)	1(1)
五 島 市						17(17)	17(17)
西 海 市							
雲 仙 市							
南 島 原 市						1	1
西 彼 杵 郡							
南 松 浦 郡						7(7)	7(7)
管 外							
長 崎 支援センター計						26(25)	26(25)
佐 世 保 市							
平 戸 市							
松 浦 市							
対 馬 市						23(23)	23(23)
壱 岐 市						22(22)	22(22)
東 彼 杵 郡							
北 松 浦 郡							
管 外							
佐 世 保 支援センター計						45(45)	45(45)
県 計						71(70)	71(70)

注) ()は離島保健所の兼務職員による判定を再掲

5 療育手帳

療育手帳は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに各種援助措置を受けやすくなるなど、福祉の増進に資することを目的とした制度で、知事（判定機関取扱）から交付される。

児童相談所においては、保護者からの申請に基づいて、対象児の障害程度を判定し、さらに対象児童の年齢・障害程度に応じてその再判定を行っている。令和4年度末現在における療育手帳所持者数は17,314名で、このうち18歳未満の児童は2,462名となっている。

令和4年度の判定件数は以下のとおりである。

令和4年度 療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数

	交 付 判 定							再 判 定							合 計
	A1	A2	B1	B2	非 該 当	取 下 げ	計	A1	A2	B1	B2	非 該 当	取 下 げ	計	
長 崎	22	45	80	167	32	0	346	74	80	91	137	5		387	733
佐世保	7	16	25	70	12	0	130	32	41	25	39	1		138	268
計	29	61	105	237	44	0	476	106	120	116	176	6		525	1001

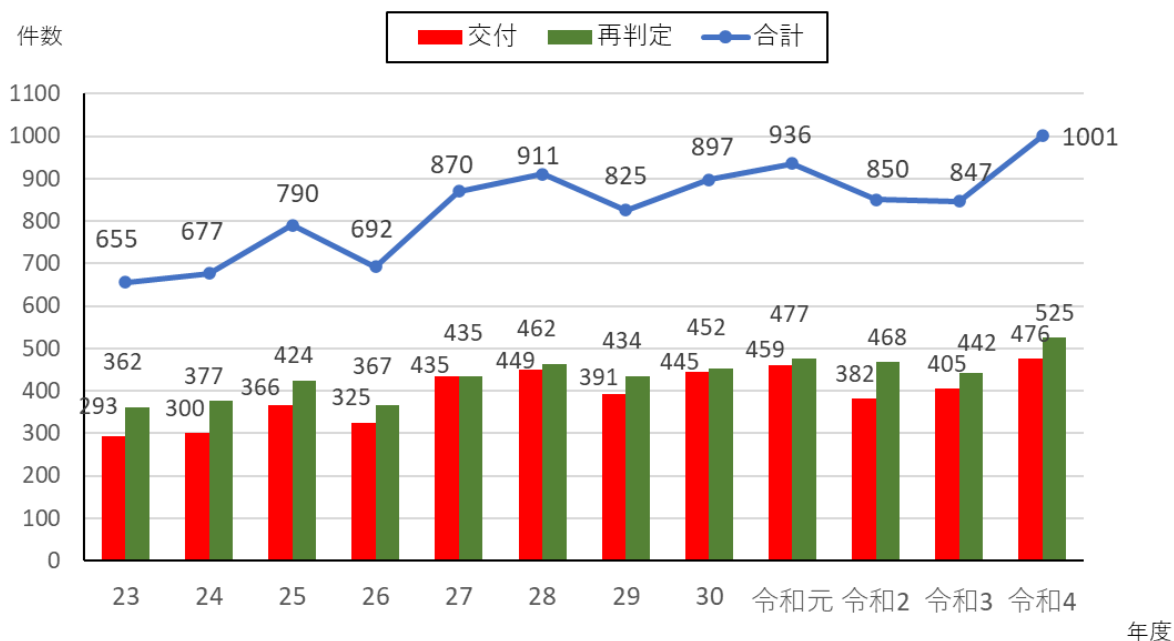
注) 障害程度 = 最重度 : A1 重度 : A2 中度 : B1 軽度 : B2

判定件数は近年高い値で推移している。経年表は以下のとおりである。

療育手帳の交付及び再判定の実施件数

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 3年	令和 4年
交 付	長 崎	200	233	209	214	237	211	306	325	281	291	275	346
	佐世保	106	98	84	86	129	114	129	124	110	154	130	130
	計	306	331	293	300	366	325	435	449	391	445	405	476
再 判 定	長 崎	314	325	268	270	302	274	326	342	317	323	315	387
	佐世保	96	102	94	107	122	93	109	120	117	129	127	138
	計	410	427	362	377	424	367	435	462	434	452	442	525
合計		716	758	655	677	790	692	870	911	825	897	847	1001

療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数の年度推移



6 判定業務

児童心理司は、相談・通告のあった子どもや保護者との面接や行動観察、心理検査等を実施し、心理診断を行う。心理診断は、子どもの発達の状態や心理状態を把握し、今後の援助の内容や方針を決定することを目的とする。また、判定及び援助方針決定に基づき、必要に応じて、児童心理司が子どもや保護者に対して、継続的な面接により心理療法、カウンセリング等を行っている。

(1) 心理診断の目的

- ・ 子どもの施設入所や、通所による継続指導にあたっての援助指針の立案
- ・ 相談に訪れた保護者等への助言、指導を行うための心理学的観点からの見立て
- ・ 施設入所中の子どもの再判定による援助指針の再検討
- ・ 療育手帳など福祉施策利用のための判定

(2) 心理検査

心理検査は、知能・発達検査（ビネー式、ウェクスラー式、遠城寺式、K-ABC など）や人格検査（SCT、Y-G、描画テストなど）その他親子関係や社会性の診断など様々な検査を実施している。

(3) 心理療法・カウンセリング

情緒や性格上の問題、神経症的な習癖や不登校等、主として心因性の複雑困難な問題のあるケース及び虐待ケース等の子どもと保護者に一定期間定期的に通所してもらい、児童心理司、児童福祉司、精神科の医師等が遊戯療法やカウンセリングなどを行っている（詳しくは P65【要修正：相談支援課のページ数とあわせて記載】表 7 を参照のこと）。また、非行児童に対しては、心理教育として再非行防止プログラム等を実施している。

なお、平成 16 年度より保護者の養育技術向上のため、保護者を対象としたペアレント・トレーニング等を実施している。

(4) 児童および保護者への支援プログラム 保護者等へのカウンセリング

< 目的 >

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による支援に加えて、精神科等の医師や臨床心理士の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。

< 精神科医等への協力依頼事項 >

- ・ 被虐待児及びその保護者に対する医学診断
- ・ 関係職員等への助言
- ・ 心理療法を担当する職員への助言指導及び保護者等へのカウンセリング
- ・ その他、児童相談所職員等の研修及び職員との意見交換

< 実績 >

【長崎こども・女性・障害者支援センター】

ア 実施日時

毎月第1、第3月曜日午後、第2水曜日午後

イ 今年度実施状況

・ 実施回数	32回
・ 対象児童	実人員 0名
・ 対象保護者	実人員 20名
・ 関係機関及び担当職員へのコンサルテーション	実人員 0名
・ 実施延回数	76回

カウンセリング実施回数別人員

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
児童											0名
保護者	2	7	2	1	3	2	2		1		20名
関係機関職員											0名

ウ 事業の効果

保護者がカウンセリングを受けることによって、自分自身を振り返り、より安定した親子関係を築こうと努力する等の良い変化が得られている。また、児童がカウンセリングを受けることにより、児童本人の情緒の安定による家族関係の変化や、より効果的な保護者への助言や支援につなげることができた。対象20名のうち7名は精神的安定が図れた等の改善が見られ、終結に至った。残る13名については次年度継続予定である。

今後も家族再統合プログラムの一環として本事業を実施し、家族再統合に向けた積極的な支援を行っていく。

【佐世保こども・女性・障害者支援センター】

ア 実施日時

毎月第1、第3月曜日午後

イ 今年度実施状況

- ・実施回数 24 回
- ・対象児童 実人員 0 名
- ・対象保護者 実人員 9 名
- ・実施延回数 37 回

カウンセリング実施回数別人員

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
児童													0 名
保護者	2	3		1	1				1		1		9 名

ウ 事業の効果

精神科医等によるカウンセリングを実施することにより、保護者自身が養育姿勢を含む不適切な対応の振り返りができたり、育児ストレスの軽減につながったり等の効果が見られた。令和 4 年度においては、9 名の保護者を対象にカウンセリングを行ったが、精神的な安定が図られた等による終結が 2 名、中断が 2 名、残る 5 名については次年度継続して実施する予定である。

引き続き、家族再統合プログラムの一環として本事業を実施することにより、家族再統合に向けた家族への支援を推進する。

その他支援プログラム

< 目的 >

虐待を受けた子どもの権利及び良好な家庭環境を保障するためには保護者への専門的な指導・支援を必要とするため、ペアレント・トレーニング等を実施する。また、児童への支援として、対人コミュニケーションの苦手さのある児童を対象としたソーシャル・スキルズ・トレーニング（社会生活技能訓練、以下 SST と表現）を実施したり、一時保護した児童に対して、集団 SST を実施している。非行問題を抱える児童に対しては再非行防止プログラムの方法を取り入れ、積極的な支援を行うことで、児童福祉施設に入所中の子どもの家庭復帰又は在宅指導中の子どもの養育改善や子ども自身の問題行動の改善を図る。

< 事業の内容 >

- ア 専門的な援助を必要とし、児童相談所に定期的な来所が可能である保護者を対象に、ペアレント・トレーニング等を実施する。
- イ 対人コミュニケーションの苦手さのある子どもを対象とした個別 SST、一時保護児童を対象にした集団 SST を実施する。
- ウ 非行少年を対象に再非行防止プログラムを実施する。

< 事業の対象者 >

援助方針会議及び判定会議において、本事業対象ケースとして認定した者。

< 実績 >

【長崎こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニングは、15 ケース（入所中 4、在宅 11）の保護者 22 名を対象として、個別で実施し実施延人数としては、40 人（関係者含む）であった。

実績としては、15 ケースの内、最終までプログラムを終えて終結したものが 5 ケース、次年度へ継続するものが 9 ケース、途中中断したものが 1 ケースである。

個別 SST の実施は 11 ケースで、すべてのケースが令和 4 年度で終結した。全体の実施延回数は 39 回である。一時保護児に対する集団 SST 及び集団心理療法等は延人数 336 名、実施延回数 46 回である。

再非行防止プログラムについては、17 ケースで実施延回数 79 回である。

【佐世保こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニング等の保護者支援プログラムは、10 ケース（入所中 0、在宅 10）の保護者計 13 名を対象として実施した。実績としては 10 ケースのうち、最終までプログラムを終えて終了したものが 2 ケース、保護者の受講意欲の低下などの理由から中断となったものが 2 ケースである。

一時保護児に対する集団 SST は実人数 39 名、実施延人数 48 名である。

再非行防止プログラムについては、21 ケースで、実施延回数 64 回である。

7 児童福祉司等の指導

虐待者である保護者や非行児等に対して、ある程度長期にわたる継続的な指導を必要とする場合に、在宅のまま専門的な指導を行っている。

具体的には、児童福祉司などが家庭訪問のうえ児童に対する面接指導や保護者に対する助言指導を行ったり、必要に応じて児童相談所への来所を促し、助言指導等による支援を実施している。

また、児童家庭支援センターへ指導を委託する場合もある。

令和4年度 取扱ケース数

児相 区分	児童福祉司	児童家庭支援 センター	市町	計
長 崎	5	11	0	16
佐 世 保	1	0	0	1
計	6	11	0	17

8 児童福祉施設等入所・通所・委託

児童相談所が入所措置等を行う県内設置の児童福祉施設等は32か所、入所定員1,315人(通所15人含む)である。令和5年4月1日現在、県外の施設を含めて入所措置等をしている総数は523人、うち障害児施設に契約で入所している児童数は59人である。

令和4年度に児童福祉施設へ入所措置した件数は94件であった。

なお、施設に入所した児童の保護・療育等に要する経費については、全額国と県が支弁するが、扶養義務者はその世帯の課税額に応じて定められた負担金を月々県に納入することになっている。

注) 障害者自立支援法の施行に伴い、障害児施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)は、平成18年度10月から、措置から契約方式に変更された。それに伴い、利用者負担の仕組みも変更された。

さらに平成24年4月から児童福祉法及び障害者自立支援法が一部改正されたことにより、支援の実施主体や施設体系等が大幅に変更されている。

児童福祉施設(県内)等の対象と目的

施設の種類	施設目的及び対象者
乳児院	乳児(満1歳に満たない者)と種々の理由により特に必要のある場合には小学校就学前までの幼児を入院させて、これを養育する。
児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護する。
児童心理治療施設	虐待や人間関係等により軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所(通所)させて、心理療法や生活指導により治療を行う。
福祉型障害児入所施設	障害児を入所により、これを保護するとともに、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設	医療が必要な障害児を入所により、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与を行う。
児童自立支援施設	不良行為を行い、又は行うおそれがある児童及び生活指導を要する児童を入所又は通所させてこれに必要な指導を行い自立を支援する。
自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)	義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。
ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)	家庭的な環境の下で、要保護児童に対し、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

9 里親制度に関すること

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。平成21年4月の制度改正により、養育里親（一般の養育里親と専門里親）と養子縁組によって養親となることを希望する養子縁組里親、親族里親の3つに分けられた。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、住居（ファミリーホーム）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援するものである。

平成24年3月の児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインの改正により、社会的養護を必要とするすべての子どもの代替的養護は家庭的養護が望ましいとされた。この里親委託優先の原則に基づき、新規里親の開拓と里親委託を推進してきた結果、令和4年4月1日現在での委託率は21.1%となっている。施設と同様、社会的養護を担い、児童を家庭的な雰囲気の中で育てるところに特色がある。

$$\text{委託率} = \frac{\text{里親及びファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院+児童養護施設+里親・ファミリーホームの入所・委託児童数}}$$

(1) 令和4年度 里親及び委託児童数

	認定・登録里親数				児童委託里親数				委託児童数				
									里親			ファミリーホーム	
	前年度末	新規	削除	年度末	前年度末	新規	解除	年度末	前年度末	新規	解除・変更	年度末	年度末
長崎	141	18	6	153	34	7	8	33	41	10	9	42	19
佐世保	57	6	1	62	15	5	3	17	20	6	5	21	7
計	198	24	7	215	49	12	11	50	61	16	14	63	26

(2) 令和4年度里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童

令和4年度 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童（長崎0管内）

	新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)												年度末現在委託児童数
					解除								変更				
	児童福祉施設	家庭	その他	計	家庭引き取り	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設	他の里親	その他	計	
里親に委託された児童	7	1	2	10	2	3	0	0	0	0	4	9	0	0	0	0	42
里親の種類	養育里親	7	1	2	10	2	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	29
	専門里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	親族里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	縁組里親	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
ファミリーホーム	3	6	0	9	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	19

令和4年度 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童(佐世保管内)

	新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)												年度末現在委託児童数
					解除								変更				
	児童福祉施設	家庭	その他	計	家庭引き取り	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設	他の里親	その他	計	
里親に委託された児童	2	3	1	6	1	1	1	0	0	0	2	5	0	0	0	0	21
里親の種類	養育里親	2	0	0	2	1	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	14
	専門里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	親族里親	0	2	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	5
	縁組里親	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
ファミリーホーム	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	7

(3) 里親等への支援

現に子どもを委託されている里親等からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を行い、里親等を定期的に家庭訪問し子どもの状態を把握したり、里親等へ助言を行っている。

里親支援員の配置

里親等の支援関係機関との連絡調整や里親に対する支援を行うとともに、里親等への委託を推進するため、長崎子ども・女性・障害者支援センターに3名、佐世保子ども・女性・障害者支援センターに1名配置。

レスパイト・ケアの実施状況

	世帯数	実施回数 (延)	人数 (延)	実施先	
				児童福祉施設	里親・ファミリーホーム
長崎	9	39	39	7	1
佐世保	4	33	4	2	0

里親等への訪問支援

里親家庭、ファミリーホームへの訪問支援回数 (長崎)194回 (佐世保)107回
 訪問里親、ファミリーホーム数 (長崎)47世帯 (佐世保)17世帯

(4) 里親育成支援事業

< 目的 >

社会的養護が必要な児童の養育について、より家庭的な環境（里親等）での養育を推進するため、新規里親確保のための出前講座等の広報啓発や、里親の資質向上のための総合的な研修を行うことにより、里親制度の周知啓発、新規里親の獲得や虐待を受けた経験や障害のある児童など養育が難しい児童等に対応する里親の養育技術の向上を図る。

長崎県が長崎県里親育成センター「すくすく」へ委託

< 事業内容 >

里親制度出前講座などの広報啓発活動、研修会の実施、登録里親や関係機関との連絡調整等

義務的研修

養育里親研修に両センターから参加

< 養育里親基礎研修 >

年 2 回（令和 4 年 5 月 22 日、令和 4 年 9 月 30 日）

< 里親登録前研修 >

年 2 回（令和 4 年 6 月 11 日～12 日、令和 4 年 11 月 19 日～20 日）

< 養育里親更新研修 >

年 2 回（令和 4 年 9 月 11 日、令和 5 年 1 月 21 日）

< 専門里親更新研修 >

年 1 回（令和 4 年 6 月 25 日～26 日）

独自研修

< 里親研修会 >

・令和 4 年 10 月 15 日

< 里親勉強会 >

・令和 4 年 8 月 6 日

・令和 4 年 9 月 17 日

・令和 4 年 12 月 17 日

・令和 5 年 2 月 18 日

< 未委託里親プログラム >

・令和 4 年 6 月 31 日

・令和 5 年 2 月 5 日

(5) その他

・里親委託等推進委員会

里親制度の社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援を総合的に推進する目的で設置

里親支援実務者会議（調整機関：両センター）の開催 7 回

里親支援個別会議 長崎センター 7 回 佐世保センター 6 回

10 一時保護

児童の相談に対し、適切な援助を行うために、必要に応じて一時保護を行う。
その目的は大きく次の三つに分けられる。

(1) 緊急保護

棄児、迷子、家出した子ども等、現に適当な保護者や宿所がないために保護を必要とする場合、虐待、放任等の理由により、その子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合、子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼしたりそのおそれがある場合、一定の重大事件に係る触法少年と考えられること等のため警察から通告があった場合、または少年法第6条の6第1項に基づき送致があった場合等に行う。

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、その子どもの日常生活における対人関係、学習態度、作業態度、健康状態、生活習慣等について、十分な行動観察や生活指導を行う必要がある場合等に行う。

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると診断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格・環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不相当であると判断される場合に行う。

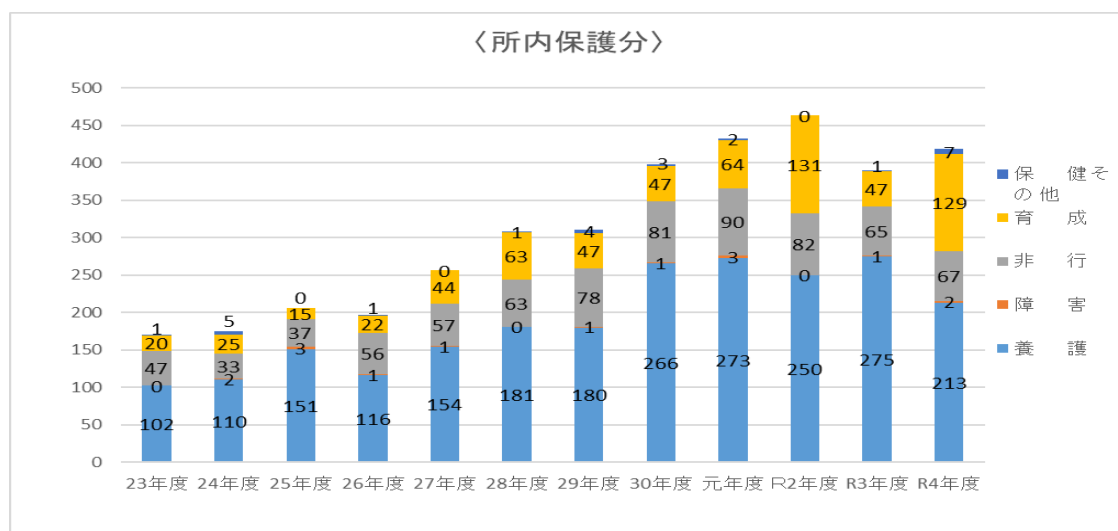
一時保護は、原則として児童相談所に附設されている「一時保護所」において行うが、緊急保護の場合は、児童福祉施設や警察などの関係機関に委託することもある。

一時保護所は、子どもが安定した生活をする場でもあり、生活指導、学習指導、集団指導等については、児童福祉施設に準じた運営がなされている（日課表を長崎・佐世保各々作成している）。

令和4年度に一時保護を行った総人員は1,244人で、このうち一時保護所において保護した児童は418人となっている（前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く）。

一日平均保護人員は11.8人、一人平均保護日数は14.5日である。

委託保護した児童は826人、児童福祉施設の18ヶ所へ365人、医療機関等へ79人、里親等へ79人、警察署へ151人、その他152人となっており、全委託日数15,004日であった。



() 統計資料

表 1	相談別受付件数の年度推移	36
表 2	経路別受付件数の年度推移	37
表 3	相談別・経路別受付件数	38
表 4 - 1	相談別・年齢別受付件数(県計)	39
表 4 - 2	相談別・年齢別受付件数(長崎)	40
表 4 - 3	相談別・年齢別受付件数(佐世保)	41
表 5	処理件数の年度推移	42
表 6 - 1	相談別・処理件数(県計)	43
表 6 - 2	相談別・処理件数(長崎)	44
表 6 - 3	相談別・処理件数(佐世保)	45
表 7	調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数	46
表 8	措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数	46
表 9	児童福祉施設種別措置入所児の年度推移	47
表 10	一時保護児童の年度推移(所内保護分)	48
表 11	相談別・処理別一時保護児童数(所内保護分)	49
表 12	年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数(所内保護分)	50
表 13	一日平均保護人員及び一人平均保護日数(所内保護分)	50
表 14	保護期間別一時保護児童数(所内保護分)	51
表 15	委託先別一時保護児童数(委託保護分)	51

表1 相談別受付件数の年度推移

年度	相談種別	養護		保	障 害							非 行		育 成				そ の 他	計
		児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	く 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け			
26	長 崎	204	445	10	4		2	159	1,312	5	110	33	249	79	22	75	784	3,493	
	佐 世 保	188	376	3	4		2	159	1,312	5	92	33	80	34	14	65	73	2,440	
	計	103	296	4			1	15	467	1	61	28	77	37	29	40	33	1,192	
		98	235	1				15	464	0	45	28	65	22	26	32	13	1,044	
	計	307	741	14	4	0	3	174	1,779	6	171	61	326	116	51	115	817	4,685	
		286	611	4	4	0	2	174	1,776	5	137	61	145	56	40	97	86	3,484	
27	長 崎	308	462	9	1		11	76	1,482	12	112	45	344	65	54	184	692	3,857	
	佐 世 保	298	410	1	1		11	76	1,481	8	99	45	153	40	43	159	193	3,018	
	計	186	346	6	2			25	429		57	16	78	47	20	60	61	1,333	
		149	251	1	1			23	425		44	15	47	24	20	37	23	1,060	
	計	494	808	15	3	0	11	101	1,911	12	169	61	422	112	74	244	753	5,190	
		447	661	2	2	0	11	99	1,906	8	143	60	200	64	63	196	216	4,078	
28	長 崎	339	829	26	3		11	72	1,329	9	134	20	309	49	76	141	1,035	4,382	
	佐 世 保	338	661	13	3		11	72	1,329	9	127	20	155	43	73	108	184	3,146	
	計	305	349	7	3			21	525	6	93	9	119	63	34	55	100	1,689	
		298	332	5	3			21	522	5	87	9	105	50	31	50	57	1,575	
	計	644	1,178	33	6	0	11	93	1,854	15	227	29	428	112	110	196	1,135	6,071	
		636	993	18	6	0	11	93	1,851	14	214	29	260	93	104	158	241	4,721	
29	長 崎	383	841	14	4	1	5	65	1,347	20	115	25	270	61	26	142	550	3,869	
	佐 世 保	382	658	6	4	1	5	65	1,346	8	112	25	147	51	22	112	249	3,193	
	計	300	289	1				17	516	2	75	8	59	33	32	13	56	1,401	
		688	1,153	16	6	1	5	82	1,863	25	194	34	336	103	58	157	643	5,364	
		682	947	7	4	1	5	82	1,862	10	187	33	206	84	54	125	305	4,594	
30	長 崎	527	867	4	5	1	2	44	1,368	28	122	21	280	66	46	192	460	4,033	
	佐 世 保	521	734	2	5	1	2	44	1,368	20	113	21	178	37	39	150	289	3,524	
	計	365	342	0	4	0	0	15	586	7	85	21	107	31	36	40	102	1,741	
		365	342	0	4	0	0	15	586	7	85	21	107	31	36	40	98	1,737	
	計	892	1,209	4	9	1	2	59	1,954	35	207	42	387	97	82	232	562	5,774	
		886	1,076	2	9	1	2	59	1,954	27	198	42	285	68	75	190	387	5,261	
31	長 崎	616	772	13	4	3	4	72	1,416	33	116	11	237	54	95	220	479	4,145	
	佐 世 保	609	731	5	4	3	4	72	1,415	28	112	11	177	49	94	202	390	3,906	
	計	412	407	2	1	0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972	
		412	407	2	1	0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972	
	計	1,028	1,179	15	5	3	4	83	2,061	43	199	20	370	78	160	286	583	6,117	
		1,021	1,138	7	5	3	4	83	2,060	38	195	20	310	73	159	268	494	5,878	
2	長 崎	684	782	7	1	1	4	56	1,337	27	88	24	385	51	96	251	418	4,212	
	佐 世 保	639	650	3	2	0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968	
	計	306	304	0	0	0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790	
		306	304	0	0	0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790	
	計	990	1,086	7	1	1	4	72	1,913	57	196	35	517	80	149	318	576	6,002	
		945	954	3	2	0	1	66	2,214	39	180	22	495	63	107	212	455	5,758	
3	長 崎	646	671	5	2	0	1	50	1,638	13	73	11	400	41	58	325	382	4,316	
	佐 世 保	639	650	3	2	0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968	
	計	355	353	3	0	0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816	
		355	353	3	0	0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816	
	計	1,001	1,024	8	2	0	2	61	2,232	18	144	25	518	71	108	377	541	6,132	
		994	1,003	6	2	0	2	61	2,232	14	143	25	481	64	104	197	456	5,784	
4	長 崎	689	792	0	2	0	0	66	1,432	17	89	18	351	20	74	158	437	4,145	
	佐 世 保	374	431	2	0	0	1	16	592	5	86	8	107	33	39	43	240	1,977	
	計	1,063	1,223	2	2	0	1	82	2,024	22	175	26	458	53	113	201	677	6,122	

下段は、テレフォン相談(令和3年度未廃止)を除く件数

表2 経路別受付件数の年度推移

年度	経路 児相	児 童 相 談 所	都 道 府 県	市 町	指 定 児 童 医 療 機 関 設 置	セ ン タ ー 支 援	児 童 家 庭 支 援 等	警 察	認 定 こ ど も 園	家 庭 裁 判 所	保 健 所 及 び 医 療 機 関	学 校 等	里 親	(児 童 の 仲 介 員)	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
26	長崎	48	9	757	250	3	140		4	32	47	15			919	110	39	1,112	3,485
		48	9	755	250	3	138		4	31	46	14			612	84	20	418	2,432
	佐世保	25	9	353	135	1	60		2	5	51	7			331	45	11	157	1,192
	計	23	8	347	133	1	56		2	3	43	7			223	37	6	155	1,044
		73	18	1,110	385	4	200	0	6	37	98	22	0	0	1,250	155	50	1,269	4,677
		71	17	1,102	383	4	194	0	6	34	89	21	0	0	835	121	26	573	3,476
27	長崎	62	24	1,034	209		161		10	14	98	27			1,228	144	67	791	3,869
		62	23	1,033	209		161		10	12	98	27			929	133	35	298	3,030
	佐世保	26	24	432	118	1	52		3	12	64	11	1		383	82	20	104	1,333
	計	23	18	374	115		42		3	7	34	11	1	1	252	61	18	101	1,060
		88	48	1,466	327	1	213	0	13	26	162	38	1	1	1,611	226	87	895	5,202
		85	41	1,407	324	0	203	0	13	19	132	38	1	1	1,181	194	53	399	4,090
28	長崎	74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	33			1,265	129	47	1,163	4,374
		74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	33			895	118	36	319	3,138
	佐世保	46	20	482	129		147		4	18	107	17			409	112	39	159	1,689
	計	45	20	481	129		142		4	18	106	17			338	96	22	157	1,575
		120	50	1,493	350	1	412	1	11	54	198	50	0	0	1,674	241	86	1,322	6,063
		119	50	1,492	350	1	407	1	11	54	197	50	0	0	1,233	214	58	476	4,713
29	長崎	84	17	1,053	218	3	344		6	26	104	27			1,198	142	47	591	3,860
		84	17	1,053	218	3	344	0	6	26	103	27	0		842	138	33	290	3,184
	佐世保	38	11	419	96		211			4	77	20	1		347	77	16	178	1,495
	計	38	10	417	96		208			4	75	20	1	1	286	69	2	175	1,401
		122	28	1,472	314	3	555	0	6	30	181	47	1	1	1,545	219	63	769	5,355
		122	27	1,470	314	3	552	0	6	30	178	47	1	1	1,128	207	35	465	4,585
30	長崎	85	24	1,035	243	3	472	1	7	34	116	28			1,260	162	48	482	4,000
		85	24	1,035	243	3	472	1	7	34	115	28			904	158	34	181	3,323
	佐世保	68	20	460	107		313		1	5	73	23			421	63	23	164	1,741
	計	68	20	460	107		313		1	5	73	23			421	62	20	164	1,737
		153	44	1,495	350	3	785	1	8	39	189	51	0	0	1,681	225	71	646	5,741
		153	44	1,495	350	3	785	0	8	39	188	51	0	0	1,325	220	54	345	5,060
31	長崎	124	95	1,139	191	1	569	3	8	47	109	51	4		1,096	227	58	401	4,123
		124	95	1,139	191	1	567	3	8	46	109	51	4		977	216	36	317	3,884
	佐世保	66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	14	0		420	70	25	215	1,972
	計	66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	14	0	0	420	70	25	215	1,972
		190	123	1,698	319	1	936	3	11	72	161	65	4	4	1,516	297	83	616	6,095
		190	123	1,698	319	1	934	3	11	71	161	65	4	4	1,397	286	61	532	5,856
2	長崎	130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	28	0		1,045	185	95	535	4,209
		130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	28	0		876	178	39	427	3,869
	佐世保	77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	14	1		380	91	31	167	1,790
	計	77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	14	1		380	91	31	167	1,790
		207	52	1,593	389	2	870	9	10	51	244	42	1	1	1,425	276	126	702	5,999
		207	52	1,593	389	2	870	9	10	51	244	42	1	1	1,256	269	70	594	5,659
3	長崎	72	45	1,151	269	1	544	1	8	44	146	29	0		1,252	162	31	569	4,324
		72	45	1,151	269	1	544	1	8	44	146	29	0		997	157	24	488	3,976
	佐世保	74	16	491	101	0	340	0	0	7	86	5	0		395	94	18	189	1,816
	計	74	16	491	101	0	340	0	0	7	86	5	0	0	395	94	18	189	1,816
		146	61	1,642	370	1	884	1	8	51	232	34	0	0	1,647	256	49	758	6,140
		146	61	1,642	370	1	884	1	8	51	232	34	0	0	1,392	251	42	677	5,792
4	長崎	77	24	1,147	247	4	889	1	8	38	130	51	0		917	192	39	354	4,118
	佐世保	85	11	521	118	0	380	0	1	16	72	35	0		432	71	39	196	1,977
	計	162	35	1,668	365	4	1,269	1	9	54	202	86	0	0	1,349	263	78	550	6,095

下段は、テレフォン相談(令和3年度末廃止)を除く件数

表4-1 相談別・年齢別受付件数(県計)

令和4年度

相談種別 年齢	養護 児童虐待 その他		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 法 行 為 等	育 成				そ の 他	計	
	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害		言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	性 格 行 動			不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け				
0歳	61	78						1							29	26	195
1歳	69	51	1				6	4							25	20	176
2歳	72	40	1				5	19							29	41	207
3歳	69	63					4	44					2	37	36	255	
4歳	77	69					2	56				2	2	23	42	273	
5歳	55	62					6	116				1	5	27	45	317	
6歳	75	60				1	8	109				12	13	11	29	318	
7歳	45	65					4	102	1			31	2	2	6	34	292
8歳	55	37					3	60	2	4	2	27	5	3	5	37	240
9歳	66	55					3	128	2	2	3	35	7	6	2	39	348
10歳	71	57						127	2	7	3	29	5	11	2	36	350
11歳	64	65					4	99	4	11	3	46	4	9	1	41	351
12歳	48	68					7	162	2	18	6	62	6	8	1	32	420
13歳	48	77					6	147	1	20	4	60	8	19	1	37	428
14歳	57	79					4	207	2	27	4	51	7	9		36	483
15歳	42	72		1			3	135	1	37	1	38	3	6		26	365
16歳	53	73					3	50	2	27		46	4	4		40	302
17歳	35	114		1			2	175	3	22		15	2			25	394
18歳 以上	1	38					12	283				3		14	2	55	408
不明		5										2			1	9	17
合計	1,063	1,228	2	2		1	82	2,024	22	175	26	460	53	113	202	686	6,139

表4-2 相談別・年齢別受付件数(長崎)

令和4年度

相談種別 年齢	養護その他		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 法 行 為 等	育 成				そ の 他	計	
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害			発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し つ け
0歳	42	58						1							24	19	144
1歳	42	35					6	3							20	13	119
2歳	51	28					4	15							25	30	153
3歳	46	42					4	32					2	32	30	188	
4歳	48	48					2	40				1	1	19	30	189	
5歳	33	40					6	93					3	23	35	233	
6歳	45	31					6	77				11	11	8	18	207	
7歳	26	38					2	91	1			27	1	1	25	212	
8歳	36	22					3	49	1	1		25		3	2	30	172
9歳	45	40					3	88	2	1	3	29	4	4	1	22	242
10歳	48	33						89		1	3	20	1	4	1	21	221
11歳	39	44					4	67	4	7	2	37	1	6	1	26	238
12歳	38	43					3	119	1	7	5	37	2	7	1	19	282
13歳	30	51					4	116	1	11	2	47	3	13	1	18	297
14歳	34	50					2	137	2	20	3	37	3	6		18	312
15歳	29	47		1			3	77	1	22		27	3	1		20	231
16歳	35	48					3	35	1	11		38	1	3		25	200
17歳	22	67		1			1	116	3	8		13	1			19	251
18歳 以上		27					10	187				2		9		19	254
不明		5										2			1	9	17
合計	689	797		2			66	1,432	17	89	18	353	20	74	159	446	4,162

表4-3 相談別・年齢別受付件数(佐世保)

令和4年度

相談種別 年齢	養護その他		保 健	障 害					非 行 犯 行 為 等	行 育 成				そ の 他	計		
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害		発 達 障 害	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し つ け	
0歳	19	20													5	7	51
1歳	27	16	1					1							5	7	57
2歳	21	12	1				1	4							4	11	54
3歳	23	21						12							5	6	67
4歳	29	21						16				1		1	4	12	84
5歳	22	22						23				1		2	4	10	84
6歳	30	29				1	2	32				1		2	3	11	111
7歳	19	27					2	11				4	1	1	6	9	80
8歳	19	15						11	1	3	2	2	5		3	7	68
9歳	21	15						40		1		6	3	2	1	17	106
10歳	23	24						38	2	6		9	4	7	1	15	129
11歳	25	21						32		4	1	9	3	3		15	113
12歳	10	25					4	43	1	11	1	25	4	1		13	138
13歳	18	26					2	31		9	2	13	5	6		19	131
14歳	23	29					2	70		7	1	14	4	3		18	171
15歳	13	25						58		15	1	11		5		6	134
16歳	18	25						15	1	16		8	3	1		15	102
17歳	13	47					1	59		14		2	1			6	143
18歳 以上	1	11					2	96				1		5	2	36	154
不明																	
合計	374	431	2			1	16	592	5	86	8	107	33	39	43	240	1,977

表5 処理件数の年度推移

年度	処理 児相	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭センター指導委託	福祉事務所送致等	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致 (第27条第1項第4号)	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん						入所	法第27条の3による	家庭裁判所送致(再掲)						
26	長崎	2,021	300	363	21		2		17	82		3		24	2	81	534	3,450
		968	300		21		2		17	82		3		24	2	81	534	2,034
	佐世保	651	116	110	21				7	45				9	1	25	165	1,150
		513	116	102	21				7	45				9	1	25	164	1,003
	計	2,672	416	42	42		2		24	127		3		33	3	106	699	4,600
		1,481	416	42	42		2		24	127		3		33	3	106	698	3,037
27	長崎	2,379	304	279	12		3	21	13	96				18	6	51	763	3,924
		1,540	304		12		3	21	13	96				18	6	51	763	2,806
	佐世保	896	133	82	17				7	48		1		5		25	150	1,364
		598	133	82	17				7	48		1		5		25	149	1,065
	計	3,275	437	29	29		3	21	20	144		1		23	6	76	913	5,288
		2,138	437	29	29		3	21	20	144		1		23	6	76	912	3,871
28	長崎	2,848	467	248	14		2	21	7	92		7		13	1	57	646	4,402
		1,612	467		14		2	21	7	92		7		13	1	57	646	2,918
	佐世保	1,083	184	119	14				6	46		5		5	1	29	187	1,679
		969	184	119	14				6	46		5		5	1	29	187	1,565
	計	3,931	651	28	28		2	21	13	138		12		18	2	86	833	6,081
		2,581	651	28	28		2	21	13	138		12		18	2	86	833	4,483
29	長崎	2,184	545	245	11		8	31	16	99		3		16		51	661	3,870
		1,508	545		1		8	31	16	99		3		16		51	661	2,939
	佐世保	821	234	141	3		1		15	50				9		26	191	1,491
		727	234	141	3		1		15	50				9		26	191	1,397
	計	3,005	779	14	14		9	31	31	149		3		25		77	852	5,361
		2,235	779	14	14		9	31	31	149		3		25		77	852	4,336
30	長崎	2,026	786	256	8		6	30	19	95		5		12		59	745	4,047
		1,517	786	256	8		6	30	19	95		5		12		59	745	3,538
	佐世保	800	399	135	3			2	9	53		2		7		27	256	1,693
		796	399	135	3			2	9	53		2		7		27	256	1,689
	計	2,826	6324	391	11		6	30	39	187		7		19		86	1,087	5,740
		5,139	6,324	391	11		6	30	39	187		7		19		86	1,087	5,227
31	長崎	1,716	920	266	21		19	36	6	112		3		19	5	50	1,071	4,244
		1,368	920	266	21		19	36	6	112		3		19	5	50	1,071	3,896
	佐世保	851	544	162	8				24	50		2		12		27	328	2,008
		851	544	162	8				24	50		2		12		27	328	2,008
	計	2,567	1,464	428	29		19	36	30	162		5		31	5	77	1,399	6,252
		2,219	1,464	428	29		19	36	30	162		5		31	5	77	1,399	5,904
2	長崎	1,836	892	264	14		13	57	20	98				9	4	53	944	4,204
		1,496	892	264	14		13	57	20	98				9	4	53	944	3,864
	佐世保	798	429	131	6			17	14	53		2		9	1	25	317	1,802
		798	429	131	6			17	14	53		2		9	1	25	317	1,802
	計	2,634	1,321	395	20		13	74	34	151		2		18	5	78	1,261	6,006
		2,294	1,321	395	20		13	74	34	151		2		18	5	78	1,261	5,666
3	長崎	1,805	777	262	10		29	52	29	104		3		16		54	1,160	4,301
		1,457	777	262	10		29	52	29	104		3		16		54	1,160	3,953
	佐世保	801	446	142	2		1	8	6	35		1		10		12	358	1,822
		801	446	142	2		1	8	6	35		1		10		12	358	1,822
	計	2,606	1,223	404	12		30	60	35	139		4		26		66	1,518	6,123
		2,258	1,223	404	12		30	60	35	139		4		26		66	1,518	5,775
4	長崎	1,669	924	257	5		11	94	29	69		5		17	2	61	1,090	4,233
	佐世保	915	481	129	1			15	11	25		2		6		13	371	1,969
	計	2,584	1,405	386	6		11	109	40	94		7		23	2	74	1,461	6,202

下段は、テレフォン相談(令和3年度末廃止)を除く件数

表6-1 相談別・処理件数(累計)

令和4年度

相談種別	処理	処理件数(年度中)																			
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	法第27条第1項第4号による	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による							
					児童虐待	その他	健康	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害				知的障害	発達障害	非行	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ
養護	児童虐待	249	649	34	5	1	63		19	26				3				35	1,084		
	その他	621	415	26	1		2		4	44		2		14			2	86	1,217		
保	健康	2																	2		
障害	肢体不自由	1																1	2		
	視聴覚障害																				
	言語発達障害等	1																	1		
	重症心身障害	20		12													29	21	82		
	知的障害	958	3	278													39	780	2,058		
	発達障害	11	6	1							1						1	3	23		
非行	く犯行為	53	94	7		1			10	6					2		1	6	180		
	触法行為等	3	15						6									2	26		
育成	性格行動	238	163	3		7	19		1	16		5		3			2	9	466		
	不登校	49	3															1	53		
	適性	43	1	14														60	118		
	育児・しつけ	142	30	1			23											8	204		
その他	193	26	10			2	2			1			3				449	686			
計	2,584	1,405	386	6		11	109		40	94		7		23		2	74	1,461	6,202		

表6-2 相談別・処理件数(長崎)

令和4年度

相談種別	処理	処理件数(年度中)																			
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福祉事務所送致又は通知	訓戒誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	法第27条第1項第4号による	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による							
					187	386	25	4	1	51	13				18	1	1	1	11	2	22
養護	児童虐待	187	386	25	4	1	51			13	18			1				22	708		
	その他	350	299	13	1		1		4	33		1		11			2	76	791		
保健																					
障害	肢体不自由	1																1	2		
	視聴覚障害																				
	言語発達障害等																				
	重症心身障害	15		10													24	18	67		
	知的障害	695	2	184													31	556	1,468		
発達障害	7	5	1														1	3	17		
非行	く犯行為	18	55	3			1			6	3					2	1	2	91		
	触法行為等	3	9							5								2	19		
育成	性格行動	182	124	1			7	19		1	14		4		2		2	9	365		
	不登校	17	2															1	20		
	適性	26		9														44	79		
	育児・しつけ	109	24	1			22											5	161		
その他	59	18	10			2	1			1			3				351	445			
計	1,669	924	257	5		11	94		29	69		5	17	2	61	1,090	4,233				

表6-3 相談別・処理件数(佐世保)

令和4年度

相談種別	処理	処理件数(年度中)																			
		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村送致	(知的障害者福祉司・社会福祉主事指導を含む)	福祉事務所送致又は通知	訓戒誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	法第27条第1項第4号による	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	家庭裁判所送致(再掲)	法第27条の3による							
					児童虐待	その他	健康	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害				知的障害	発達障害	非行	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ
養護	児童虐待	62	263	9	1			12		6	8				2				13	376	
	その他	271	116	13				1			11		1		3				10	426	
保	健康	2																		2	
障害	肢体不自由																				
	視聴覚障害																				
	言語発達障害等	1																		1	
	重症心身障害	5		2														5	3	15	
	知的障害	263	1	94														8	224	590	
非行	発達障害	4	1								1									6	
	く犯行為	35	39	4						4	3								4	89	
育成	触法行為等		6							1										7	
	性格行動	56	39	2							2	1		1						101	
	不登校	32	1																	33	
	適性	17	1	5															16	39	
その他	育児・しつけ	33	6					1											3	43	
	その他	134	8					1											98	241	
計		915	481	129	1			15		11	25		2	6				13	371	1,969	

表7 調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数

令和4年度

対象	区分	調査・社会診断指導	医学診断書指導			心理診断指導						その他の診断指導	心理療法・カウンセリング					
			診察・指導	医学的検査	その他の	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導	医師		児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員			
																診察・指導	医学的検査	その他の
児	支援センター																	
	長崎	5,619	354	7	22	714	194	359	1,174	2,924	1	3	81					52
	(再掲) 児童虐待	1,333	84	1	7	36	14	60	109	458			10					
	(再掲) 非行	563	58	3	2	30	12	77	79	431	1		30					
	佐世保	3113	246	6	5	642	196	289	1043	2422	115	18	391					79
	(再掲) 児童虐待	609	41		2	27		48	69	299	11	10	151					19
	(再掲) 非行	339	34	2	1	24	2	35	91	278	11	1	89					21
	計	8,732	600	13	27	###	390	648	2,217	5,346	116	21	472					131
童	(再掲) 児童虐待	1,942	125	1	9	63	14	108	178	757	11	10	161					19
	(再掲) 非行	902	92	5	3	54	14	112	170	709	12	1	119					21
保	長崎	14,599	70	3	1			4	62	1,155		3	82					24
	(再掲) 児童虐待	4,785	10						25	65			41					7
	(再掲) 非行	1,292	13	3	1			4	16	72		2	27					
	佐世保	9325	18						22	818		7	246					
	(再掲) 児童虐待	1921	1						2	34		1	92					
	(再掲) 非行	882	2						4	30		5	66					
	計	23,924	88	3	1			4	84	1,973		10	328					24
	(再掲) 児童虐待	6,706	11						27	99		1	133					7
者	(再掲) 非行	2,174	15	3	1			4	20	102		7	93					
	その他																	
の	長崎	21,953	30	5	4	2			77	486			8					56
	(再掲) 児童虐待	7,822	2						28	99			4					2
	(再掲) 非行	1,479	4		1				8	50								
	佐世保	15443	4				8		23	227			149					
	(再掲) 児童虐待	3366							4	33			11					
	(再掲) 非行	906							5	23			24					
	計	37,396	34	5	4	2	8		100	713			157					56
	(再掲) 児童虐待	11,188	2						32	132			15					2
他	(再掲) 非行	2,385	4		1				13	73			24					
	合計																	
計	長崎	42,171	454	15	27	716	194	363	1,313	4,565	1	6	171					132
	(再掲) 児童虐待	13,940	96	1	7	36	14	60	162	622			55					9
	(再掲) 非行	3,334	75	6	4	30	12	81	103	553	1	2	57					
	佐世保	27,881	268	6	5	642	204	289	1,088	3,467	115	25	786					79
	(再掲) 児童虐待	5,896	42		2	27		48	75	366	11	11	254					19
	(再掲) 非行	2,127	36	2	1	24	2	35	100	331	11	6	179					21
	計	70,052	722	21	32	###	398	652	2,401	8,032	116	31	957					211
	(再掲) 児童虐待	19,836	138	1	9	63	14	108	237	988	11	11	309					28
(再掲) 非行	5,461	111	8	5	54	14	116	203	884	12	8	236					21	

表8 措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数

令和4年度

措置	区分	児童福祉施設	指定医療機関 障害者支援施設	里親	計
措置停止	長崎	2			2
	佐世保				
	計	2			2
調査・診断・指導	長崎	2,324			2,833
	佐世保	2,703			1,369
	計	5,027			4,202

表9 児童福祉施設種別措置入所児の年度推移

施設種別		児相	年度								
			26	27	28	29	30	31	2	3	4
児童自立支援施設	県立	長崎 佐世保 計	6 5 11	14 8 22	6 6 12	10 4 14	11 9 20	8 5 13	11 3 14	11 5 16	7 2 9
	国立	長崎 佐世保 計		1 1	1 1				1 1		
	その他	長崎 佐世保 計									
乳児院		長崎 佐世保 計	10 6 16	12 3 15	7 2 9	8 5 13	10 6 16	10 10 20	8 4 12	11 5 16	8 4 12
児童養護施設		長崎 佐世保 計	53 30 83	63 35 98	62 32 94	70 36 106	66 34 100	80 29 109	64 38 102	68 24 92	45 15 60
児童心理治療施設	入所	長崎 佐世保 計	5 5 5	4 4 4	4 4 8	5 5 5	4 2 6	8 3 11	4 3 7	9 1 10	4 2 6
	通所	長崎 佐世保 計	3 3 3		7 6 13	3 3 3	5 2 7	3 2 5		3 1 4	5 2 7
福祉型障害児入所施設 (旧:知的障害児施設)	入所	長崎	8	2	12	5	3	5	9	8	5
		佐世保 計	8 8	2 4	1 13	4 9	1 4	3 8	5 14	8 8	2 7
福祉型障害児入所施設 (旧:盲ろうあ児施設)		長崎 佐世保 計									
福祉型障害児入所施設 (旧:肢体不自由児療護施設)		長崎 佐世保 計				1 1					
医療型障害児入所施設 (旧:重症心身障害児施設)		長崎				1	1	1	1	1	
		佐世保 計	2 2			1 1	1 2	1 1	1 1	1 1	
指定医療機関委託		長崎 佐世保 計									
計		長崎	85	96	99	102	100	115	98	111	74
		佐世保	43	48	51	50	55	52	55	36	25
		計	128	144	150	152	155	167	153	147	99

表10 一時保護児童の年度推移
(所内保護分)

年度	区分 児相	相談種別					計
		養護	障害	非行	育成	保健 その他	
19	長崎	50	1	20	37	0	108
	佐世保	51	2	7	18	0	78
	計	101	3	27	55	0	186
20	長崎	61	4	36	39	0	140
	佐世保	41	1	6	27	0	75
	計	102	5	42	66	0	215
21	長崎	58	1	31	21	0	111
	佐世保	23	1	5	22	0	51
	計	81	2	36	43	0	162
22	長崎	74	0	26	15	1	116
	佐世保	30	0	15	7	0	52
	計	104	0	41	22	1	168
23	長崎	73	0	24	10	1	108
	佐世保	29	0	23	10	0	62
	計	102	0	47	20	1	170
24	長崎	77	2	25	17	2	123
	佐世保	33	0	8	8	3	52
	計	110	2	33	25	5	175
25	長崎	97	1	26	13	0	137
	佐世保	54	2	11	2	0	69
	計	151	3	37	15	0	206
26	長崎	70	1	45	13	1	130
	佐世保	46	0	11	9	0	66
	計	116	1	56	22	1	196
27	長崎	96	1	41	32	0	170
	佐世保	58	0	16	12	0	86
	計	154	1	57	44	0	256
28	長崎	117	0	41	35	1	194
	佐世保	64	0	22	28	0	114
	計	181	0	63	63	1	308
29	長崎	113	1	42	31	3	190
	佐世保	67	0	36	16	1	120
	計	180	1	78	47	4	310
30	長崎	182	1	35	24	3	245
	佐世保	84	0	46	24	0	154
	計	266	1	81	47	3	399
31	長崎	175	2	46	35	0	258
	佐世保	98	1	44	29	2	174
	計	273	3	90	47	2	432
R2	長崎	179	0	39	85	0	303
	佐世保	71	0	43	46	0	160
	計	250	0	82	47	0	463
R3	長崎	182	1	45	69	0	297
	佐世保	93	0	20	20	1	134
	計	275	1	65	47	1	431
R4	長崎	156	1	40	98	0	295
	佐世保	57	1	27	31	7	123
	計	213	2	67	129	7	418

注) 年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み,当年度の未処理分を除く)

表11 相談別・処理別一時保護児童数
(所内保護分)

令和4年度

受付・処理		受 付			処 理							延 日 数	未 処 理
		前年度から継続	新規	計	児童福祉施設入所	里親委託	他児相・機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計		
相 談	長崎	3	158	161	3	0	4	0	69	80	156	1,616	5
	佐世保	1	56	57	2	2	0	0	35	18	57	779	0
	計	4	214	218	5	2	4	0	104	98	213	2,395	5
障 害	長崎	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0
	佐世保	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	26	0
	計	0	2	2	0	0	0	0	1	1	2	27	0
非 行	長崎	6	35	41	3	0	1	0	21	15	40	1,042	1
	佐世保	0	27	27	2	0	1	0	19	5	27	375	0
	計	6	62	68	5	0	2	0	40	20	67	1,417	1
育 成	長崎	2	98	100	4	0	0	0	54	40	98	1,545	2
	佐世保	0	32	32	1	0	0	0	18	12	31	497	0
	計	2	130	132	5	0	0	0	72	52	129	2,042	2
保 健 そ の 他	長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐世保	0	7	7	1	0	0	0	1	5	7	104	0
	計	0	7	7	1	0	0	0	1	5	7	104	0
計	長崎	11	292	303	10	0	5	0	145	135	295	4,204	8
	佐世保	1	123	124	6	2	1	0	73	41	123	1,781	0
	計	12	415	427	16	2	6	0	218	176	418	5,985	8
延日数 (延人数)	長崎				454	0	7	0	1,756	1,987	4,204		
	佐世保				293	66	3	0	746	673	1,781		
	計				747	66	10	0	2,502	2,660	5,985		

注) 延日数とは、年度中に退所した児童について、児童が一時保護所に入所した日から処理が決定し対処するまでに要した日数をいう。

表12 年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数
(所内保護分)

R4年度

相談	年齢区分 児相	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
		養護	長崎 23	45	40	50
	佐世保 8	23	12	13	56	
	計 31	68	52	63	214	
障害	長崎 0	1	0	0	1	
	佐世保 0	1	0	0	1	
	計 0	2	0	0	2	
非行	長崎 0	5	10	20	35	
	佐世保 1	1	7	18	27	
	計 1	17	38	56		
育成	長崎 0	21	44	33	98	
	佐世保 1	7	14	10	32	
	計 1	28	58	43	130	
保健その他	長崎 0	0	0	0	0	
	佐世保 0	2	2	3	7	
	計 0	2	2	3	7	
計	長崎 23	72	94	103	292	
	佐世保 10	34	35	44	123	
	計 33	106	129	147	415	

表13 一日平均保護人員及び一人平均保護日数
(所内保護分)

R4年度

支援センター	区分	一日平均保護人員(注1)	一人平均保護日数(注2)
	長崎	11.5	14.3
	佐世保	0.3	14.6
	計	11.8	14.5

注1) 処理・延人員 ÷ 365日

注2) 処理・延日数 ÷ 処理人員

表14 保護期間別一時保護児童数

R4年度

(所内保護分)

期間	1日	2日	3～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～30日	1か月以上	2か月以上	計
支援センター										
長崎	39	48	52	33	39	23	24	27	10	295
佐世保	9	11	17	23	26	9	16	7	5	123
計	48	59	69	56	65	32	40	34	15	418

注)年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

表15 委託先別一時保護児童数

R4年度

(委託保護分)

委託先	児童福祉施設																				医療機関	警察署	里親等	その他	合計	
	あすなろ園	あゆみの家	開成学園	大村椿の森学園	穂波学園	光と緑の園乳児院	マリオン	明星園	浦上養育院	清風園	大村子供の家	光と緑の園向陽寮	聖母の騎士園	希望の灯学園	奥浦慈恵院	太陽寮	若竹の家	福岡子供の家	諫早療育センター	セトタ						
実人員	10	3	2	0	2	0	39	32	22	25	0	37	50	31	1	12	38	0	0	0	5	28	141	74	30	582
佐世保	4	1	0	0	0	0	4	0	0	0	14	1	6	0	1	1	2	15	0	7	0	51	10	5	122	244
計	14	4	2	0	2	0	43	32	22	25	14	38	56	31	2	13	40	15	0	7	5	79	151	79	152	826
延日数	259	84	49	0	7	0	702	809	1,027	703	0	1,036	971	625	21	337	593	0	0	0	31	1,627	144	1,117	590	10,732
佐世保	36	36	0	0	0	0	96	0	0	0	340	10	116	0	10	26	152	513	0	543	0	85	69	104	2,136	4,272
計	295	120	49	0	7	0	798	809	1,027	703	340	1,046	1,087	625	31	363	745	513	0	543	31	1,712	213	1,221	2,726	15,004

注)年度中に保護委託をした実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

延べ日数とは、年度中に委託保護を解除した児童について、児童を委託した日から委託を解除するまでに要した日数